

—目次—

①防災・減災対策の強化	
1 豪雨・台風・地震等、近年の頻発化する自然災害をはじめ様々な災害に備えた総合的な防災・減災対策の強化	… 1
②いのちとくらしを守り、安心と豊かさを実感できる社会を実現するために	
2 子ども・子育て支援の充実	… 5
3 教育の充実と教員の働き方改革	… 9
4 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等	… 11
5 国民健康保険制度の抜本的な改革	… 13
6 違法「民泊」の根絶や、宿泊施設の適正な運営及び宿泊観光と市民生活との調和の確保	… 15
7 働き方改革の推進等による中小企業・地域企業の担い手確保など、現下の課題に即した支援の充実等	… 17
8 安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える京都市中央市場の再整備に対する財政支援	… 19
9 有害鳥獣対策に係る支援制度の充実等	… 21
③日本全体の地方創生の推進に、京都が積極的な役割を果たすために	
10 文化の力による全国の地方創生、文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進	… 23
11 日本を元気にする文化芸術・スポーツ立国の実現	… 25
12 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)や、京都らしい町並み景観の保全・継承・再生を推進するための税財政上の支援等	… 27
13 日本文化を支える伝統産業の振興	… 29
14 東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実	… 31
15 国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への拡張整備の早期実現	… 33
16 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、交通利便性の高い市街地に所在する国有地の活用の検討	… 35
17 地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の本市全域への優遇対象拡大	… 37
18 大学の機能強化など「大学のまち京都・学生のまち京都」推進のための環境整備	… 39
④安心安全、快適、健やかで、環境にやさしいまちづくりと国土の調和ある発展のために	
19 安心安全なまちづくりのための社会資本整備	… 41
20 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築	… 45
21 北陸新幹線(敦賀以西ルート)の円滑な整備の推進、地元負担の軽減及び関西国際空港への延伸	… 47
22 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業、関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現	… 49
23 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化の推進	… 51
24 バス運転士や整備士の担い手不足への対応など、市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援	… 53
25 可動式ホーム柵の設置促進に対する支援など、地下鉄事業に対する財政措置の拡充	… 55
26 都市部における交通渋滞や、市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等	… 57
27 空き家や所有者不明不動産の活用に向けた実効性ある対策及び地籍調査の円滑な実施による、安心安全で活力ある地域づくりの推進	… 59
28 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大等	… 61
⑤大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等	
29 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等	… 63

※ **市・府共同提案** は、提案・要望の大きな方向性が同じであり、市・府が共同して提案等を行う事項

国、全国の自治体と力を合わせ、活力ある日本の未来を創造するために

【「文化」を基軸としたまちづくりの一層の深化・加速】

新たな時代「令和」に込められた、「人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つ」という意味、これは京都市が40年前に「世界文化自由都市宣言」に掲げた「広く世界と文化的にかかわり、優れた文化を創造し続ける文化都市」という都市の理念に通じます。

文化庁が機能を強化して京都に全面的に移転する「令和」の時代に、文化による日本の地方創生を力強く前進させる。また、京都の自然や景観、伝統文化を、日本の財産、世界の宝として、保全・再生・創造する「国家戦略としての京都創生」についても、引き続き、国の御理解と御協力・連携の下で、取組を加速させていく。こうしたことが、新たな時代の幕開けである今、求められていると考えます。

「文化」を基軸としたまちづくりの一層の深化・加速により、「令和」に込められた想いを実現する。そのために、国や全国の自治体と力を合わせ、京都が果たすべき役割を全力で果たしてまいります。

【SDGsと祇園祭。持続可能な社会の実現のために京都ならではの役割を】

本年1150年目を迎える祇園祭は、世界の平安と安寧を願い始まりました。

じょうがん
貞観年間（859年～877年）に、富士山・阿蘇山の噴火や、貞観地震など、甚大な災害が日本列島で多発したことを受け、貞観11年に、帝が神泉苑に当時の国の数である66本の矛を立て平安を祈り、そこに祇園社から三基の神輿が送られたことが、現在の祇園祭の起源であると言われており、祇園祭に受け継がれてきた社会全体に思いを馳せる心は、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能な社会を目指すSDGsの精神にも通じるものであります。

京都市は、報道機関が全国815市区を対象に昨年実施した「全国市区・サステナブル度・SDGs先進度調査」において、全国1位の評価を得ることができました。特に、市民や事業者の皆様と一体となって進めてきた環境と交通の分野で、高い評価を頂いたところであり、今後も引き続き、祇園祭1150年の歴史に学びながら、あらゆる危機をしなやかに乗り越えるレジリエントなまちづくりを進め、SDGsの達成にも貢献してまいります。

【双京構想の実現を願って】

京都は、東京以外に全国で唯一御所を有し、千年を超えて、天皇がお住まいになり、宮中文化が育まれ、皇位継承の舞台となり、皇室とともに日本の歴史・文化を紡いできた地であります。私どもは、今後とも、皇室ゆかりの地として、皇室とともに育まれてきた宮廷文化をはじめ、日本の伝統や文化を守り育て、後世に伝えていくという役割を果たしていくことができれば、大変光栄であると考えています。

このため、日本の大切な皇室の弥栄のために、京都にも皇室の方にお住まいいただき、東京と京都が、わが国の都としての機能を双方で果たしていく「双京構想」の理念を掲げ、皇室の方々をお迎えするにふさわしい品格あるまちづくりや機運の醸成に取り組んでまいりました。

本年はお代替わりの年です。永きに渡り国民に寄り添われ、国民と共に平成の時代を歩んでこられた上皇上皇后両陛下には、感謝と畏敬の念に堪えません。退位に伴う一連の儀式、行事が一段落した暁には、皇室ゆかりの地・京都にて、両陛下が御心のままに心休まる平穏なひと時を過ごしていただけると幸甚であります。

一昨年には、当時皇太子、皇太子妃であられた天皇皇后両陛下に元離宮二条城へ行啓いただき、「素晴らしい。」とのお言葉を頂戴し、改めて多くの市民が、皇室との深い御縁を再確認する機会となりました。今上陛下の御即位に伴う行事につきましても、是非、皇室ゆかりの地・京都も引き続き何らかの形でお役に立ちたいと念願しております。

さらに、日本の伝統的な文化の継承と将来的な発展のため、皇室ゆかりの京都御所、桂離宮、修学院離宮、元離宮二条城等を舞台にして、園遊会やお茶会の開催とともに、平安以来の古式による五節句など宮中行事の復活等が実現できれば、日本全体にとっても大変有意義なことであると存じます。

引き続き京都府、商工会議所、文化団体等と共に、皇室の弥栄を願う思いを京都市民、そして全国の人々と共有しながら取組を重ねてまいりますので、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

【これらの取組に、国の理解と協力を】

これらの取組は、活力ある日本の未来を創造するために京都市ならではの役割を果たすことを志すものですが、その推進には国の御理解と御協力が不可欠であり、より一層の御支援を要望いたします。

京都市長

門川 大作

1 豪雨・台風・地震等，近年の頻発化する自然災害をはじめ様々な災害に備えた総合的な防災・減災対策の強化

近年，日本全国で大規模な自然災害が相次ぐ中，本市においても，昨年，豪雨，台風等による大きな被害を受けました。その復旧に際し，国には，「防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策」による取組・支援をはじめ，大変感謝申し上げます。

今後とも，被災地域が一日も早い復旧を果たせるよう，また，様々な災害から市民等の安心・安全を確保する本市の防災・減災の取組に対し，重点的な支援が必要な事項について次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 山林における倒木対策や災害に強い森林づくりのための支援の拡充
- (2) 被災した農業生産施設復旧のための迅速な支援の実施
- (3) 道路の更なる防災機能強化
- (4) 学校施設等におけるブロック塀や屋根の改修等に対する支援制度の拡充等
- (5) 局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進
- (6) 被災者生活再建支援法の適用基準の見直し等
 - ・ 同一自然災害における全被災区域での法適用
 - ・ 支援対象被害区分の拡大～全壊・大規模半壊に加えて，半壊・一部損壊まで対象拡大～
- (7) 災害備蓄物資の購入・管理などのソフト対策に活用可能な支援制度の創設
- (8) 原子力災害対策の強化に向けた緊急時モニタリング体制の整備及び避難道路の整備など関係周辺自治体への財政的支援の拡充

(内閣府，消防庁，文部科学省，農林水産省，林野庁，国土交通省，原子力規制委員会)

山林における倒木対策や災害に強い森林づくりのための支援の拡充

現状

- 平成30年9月の台風21号により、これまでにない風倒木被害(実被害面積:252ヘクタール)が発生。とりわけ、市民生活等に大きな影響を及ぼす公道沿い等(公道沿い, 民家裏, 鉄道路線沿い等)での被害が顕著。現在も多くの倒木が残る中、二次災害防止のため, 一日も早い対策が不可欠。
- 公道沿いや民家裏等における風倒木の処理に当たっては、作業中に倒木や土砂が落下しないよう、通行者や民家等への安全確保が必要となっている。
- 森林の再生に当たっては、同じ被害を繰り返さないために、災害に強い多様な樹種による森林へと誘導する必要がある。



公道沿いの風倒木被害地

本市の取組

- 公道沿い等で倒木処理を安全に進めるため、国の補助対象とならない作業時の安全対策に対する支援制度を創設した。
- 森林倒木跡地の再生に関する有識者会議を設置し、災害に強い森林づくりの技術指針について議論している。

課題

- 倒木処理作業時の安全対策は必要不可欠であるものの、国の補助対象になっておらず、迅速な災害復旧を目指すにも、本市財政に大きな負担が生じる。
- 災害に強い森林づくりには、国の補助対象とならない中低木を含めた多様な樹種の植林が必要であり、国補助制度による支援が不可欠である。

公道沿い等における警備員配置や倒木落下防止柵の設置など、倒木処理作業時の通行者等への安全対策に要する経費の一部を支援【補助率：95%以内】



安全対策の例(鋼矢板)



多様な樹種による再生の例

要望

- ① 公道沿い等における倒木処理時の安全対策に対する支援制度を創設
- ② 中低木を含めた多種多様な樹種の植栽を可能とする補助制度へ拡充

被災した農業生産施設復旧のための迅速な支援の実施

現状

- 平成30年9月の台風21号により、市内全域で多くの農業用ハウスが倒壊(パイプハウス:160箇所, 430棟)。野菜や果樹に甚大な被害が発生。
- 本市は、災害に当たって発動される国、府の支援策に対し、補助を上乘せし、被災した農家の経営再建を支援。

課題

- 国による支援制度(被災農業者向け経営体育成支援事業等)は、災害発生後に発動されることから、実際の支援までに時間(約2箇月)を要する。



被災農業用ハウス

要望

恒常的な支援制度を創設するなど、被災直後から農業者に対して迅速な支援が行えるよう制度の整備を！

道路の更なる防災機能強化

- 自然災害に備え、山間部における緊急輸送道路等の道路改築（バイパス整備、災害防除）や離合困難箇所の改善等を進めているが、道路改築や斜面对策は社会資本整備総合交付金による重点配分の対象ではないため、事業の進捗が遅れている。
- 昨年発生した台風21号では、暴風に伴う倒木により、市民生活に甚大な影響を与える道路の通行止めや、数万件かつ長時間に及ぶ大規模な停電が発生した。倒木の除去に係る災害復旧事業のうち一定規模以上の道路への倒木などの要件を満たすものについては、当分の間、公共土木施設災害復旧事業の対象となり、国庫負担（※）としていただいた。しかし、今後も災害の際に同様の事態が起こることが懸念される。 ※ 倒木の除去費用として77,879千円を要し、うち51,945千円が国庫負担

要望

道路の防災機能強化のための、社会資本整備総合交付金の重点配分による財源の確保や、国庫負担による倒木処理の恒久化をはじめ災害復旧事業の要件緩和や対象拡大など、更なる支援



学校施設等におけるブロック塀や屋根の改修等に対する支援制度の拡充等

- 大阪北部地震を機に学校施設のブロック塀の安全性の確保が社会問題化し、本市では平成30年度に95校園のブロック塀を撤去。さらに、令和元年度は71校園、2年度は66校園におけるブロック塀の撤去を行う必要があり、2箇年の必要経費は21億円超を予定。平成30年度は政府の第1次補正予算により一定予算措置されたが、今年度以降は同様の予算措置がなく、市の財政負担が大きい。
- 相次ぐ自然災害に対応するため、文部科学省の令和元年度当初予算において、屋根や外壁等の改修については、国土強靱化のための緊急対策として一定予算措置されることとなったが、今後も継続的な予算措置が必要不可欠。
- また、災害発生直後には、被害拡大を防ぐための暫定措置を緊急で多数実施する必要があることから、これらの措置も補助の対象となるよう、防災機能強化に係る補助対象経費（1校当たり400万円以上）の引き下げや補助採択前の事前着工を認める等、補助対象の拡大が必要。



要望

ブロック塀や屋根の改修等については、今後計画的に撤去や予防保全を進めることができるよう、学校施設の防災機能強化事業に係る補助対象の拡大や継続的な予算措置などの支援制度の拡充

局地的な集中豪雨等に備えた総合的な浸水対策の推進

○ 都市基盤河川整備及び下水道の雨水幹線等の浸水対策施設整備に対する交付金の増額

近年多発する大雨や局地的な集中豪雨に対応するため、都市基盤河川の改修や市街地における浸水対策施設整備をこれまで以上に推進する必要がある。

要望

都市基盤河川の改修や雨水幹線等の浸水対策施設の整備といった浸水対策をスピードアップするための、**交付金の増額**



浸水被害の状況



整備中の雨水幹線

○ 排水機場の長寿命化や、準用河川・普通河川の改修に対する補助要件の緩和

- ① 京都市は13箇所の内水排除のための排水機場を管理しているが、建築物及び機器共に老朽化が激しく、その対策が喫緊の課題。しかし、**国の補助制度は一級・二級河川に係る排水機場のみが対象**となっている。
- ② 市民に身近な河川である**準用河川の改修事業は、4億円未満の事業は補助の対象外であり、また、普通河川改修は対象外**となっている。

要望

- ① 準用河川等の排水機場についても、**一級・二級河川に排水する大規模な排水機場を対象に加える補助要件の緩和**
- ② 準用河川・普通河川の改修事業に対する、**補助要件の緩和及び補助対象の拡充**

種別	細別	管理者	河川数	延長(m)
一級河川 (河川法適用)	直轄河川	国土交通大臣	5	42,179
	指定区間 (都市基盤河川改修対象区間)	京都府知事 (工事・維持の代行: 京都市長)	53 (19)	318,270 (30,075)
準用河川 (河川法適用)		京都市長	31	49,993
普通河川 (河川法適用を受けないもの)		京都市長	291	438,512
京都市管理分 合計			341	518,580
合計			380	848,954

○ 桂川における治水対策の着実な進捗と景観等に配慮した対策の実施

桂川では、平成25年18号台風による被害を受け実施した緊急治水対策として、河道掘削や井堰の撤去等を速やかに実施いただいた結果、一定の水位低減効果が見られているが、更なる治水対策を推進する必要がある。

要望

引き続き、桂川における治水対策を着実に進めるとともに、とりわけ、史跡・名勝である嵐山地区では景観等に最大限配慮し、安全と文化財保全を両立した治水対策の速やかな実施

2 子ども・子育て支援の充実

幼児教育・保育の無償化等に伴い，保育の担い手の確保や質の向上など，子育て支援施策の更なる充実が求められています。また，医療の進歩を背景として増加している医療的ケア児への支援の充実や，近年，全国各地で児童虐待に係る痛ましい事件が相次ぐ中，全ての子どもを児童虐待から守るための対策の強化が急務です。

進行する少子化に立ち向かい，子どもを地域全体で育てていくために，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) **質の高い保育と担い手確保のために，自治体独自に改善している職員配置基準及び職員処遇を踏まえた十分な財政支援等**
- (2) **医療的ケア児への支援の充実**
- (3) **児童虐待防止対策等の強化**
- (4) **貧困家庭の子ども等への支援のための恒久的かつ十分な財政措置**
- (5) **児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置**
- (6) **自治体の財政力にかかわらず，国の制度としての子ども医療費等助成制度の創設**

(内閣府，厚生労働省)

質の高い保育と担い手確保のための職員配置基準と職員処遇の改善等

現状・課題

- 保育士不足が深刻化（求人倍率が年々悪化）
 - ⇒ 労働条件が悪い（低給与、長時間労働など）
 - ⇒ 保育士を目指す人が増えず、離職率の増加が懸念
 - ⇒ 保育の質の低下が懸念
- 保育士登録簿では現住所や就労状況といった現況が把握できないため、潜在保育士への的確に情報が届けられない。

京都市独自の取組

厳しい財政状況の中、次のような施策に市独自に約 90 億円を投入

➤ 配置基準の改善 → 保育現場の働き方改革

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
国	3:1	6:1		20:1※1		30:1	※1 3歳児配置改善加算あり(15:1)
市	3:1	5:1※2	6:1	15:1	20:1	25:1	※2 1歳6箇月未満児に係る加配あり(4:1)

90名定員の保育園なら保育士の配置は国基準の1.3倍

➤ 保育士の処遇改善 → 保育の担い手確保、離職の抑制

全国平均の1.4倍の給与水準を実現

※全国平均334万円、本市モデル平均468万円

➤ 保護者負担を国基準保育料の69%まで軽減

要望

- 子ども・子育て支援新制度に伴う「質の改善」項目として挙げられた**1歳児の職員配置の改善等の実施**
- 給与水準の底上げなど、**国による更なる処遇改善**
- 国による**保育士資格等取得者の現況把握が可能となる制度構築と、保育士等を目指す人を増やす全国的なイメージアップ戦略**

医療的ケア児への支援の充実

現状・課題

<障害児通所施設>

- 医療的ケア児の受入れに必要な看護師等の配置が、障害児通所施設の設置基準上は必須とされていない。
- 「看護職員加配加算」は、①事業所に看護師等を配置し、かつ、②基準を満たす医療的ケア児を受け入れていることが条件となっており、看護師等を配置しただけでは加算の対象とならない。

<保育所等>

- 本市では、本年4月時点で、15人の医療的ケア児を民間保育所等で受け入れ保育を実施しているが、国庫補助単価が著しく低く、看護師配置に要する費用の大半を本市独自財源でまかなっている。

・令和元年度 本市予算額：64,200千円
 ・1自治体当たりの国庫補助単価：7,447千円
 （補助率：国1/2、指定都市1/2）

- また、補助率についても、子ども・子育て支援新制度に基づく財政負担割合（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）と比べ、指定都市に過大な負担を求めるものとなっており、指定都市負担分（国庫補助単価の1/2）は地方交付税措置とされるに留まっている。
- 訪問看護サービスを自宅で利用する場合は医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されないため、保護者の負担増に繋がる。

要望

- ニーズに応じた障害児通所施設、保育所等への**看護師配置に係る十分な財政措置（補助単価の引き上げと、指定都市の負担割合の適正化）**
- 保育所等における訪問看護サービス利用への**医療保険適用**

児童虐待防止対策等の強化

現状・課題

<児童虐待防止対策の更なる体制強化>

- 虐待件数が増え続けている状況を踏まえ、児童相談所等の体制の更なる強化が必要となるが、児童福祉司の増員等に係る財政措置は地方交付税による措置に留まっている。

<本市の取組>

- 子どもの安全確保を最優先に、迅速かつ的確に対応するため、児童相談所において、職員の専門性を高めるとともに、児童福祉司の増員等を実施
- 支援と連携の要となる職員として、全区役所・支所子どもはぐみ室に係長を、児童相談所に課長等を配置
- 区役所・支所において、生後4箇月までの乳児のいる全ての世帯への訪問指導や乳幼児健診等を行い、身近な地域における切れ目のない支援を実施

<放課後等デイサービスの質の確保>

- 全国的に放課後等デイサービス事業所が急増しているため、監査人員の増員が必要
- 平成30年度に本市で発生した営利法人が運営する放課後等デイサービスでの虐待事案を踏まえ、自治体に監査権限のない営利法人が運営主体である場合の法人の適切な事業運営や組織全体の改善について効果的な指導を行うことが必要

要望

- 各自治体での児童虐待防止対策における体制強化のための**十分な財政措置（地方交付税措置ではなく、実質的な補助）**
- 放課後等デイサービスの質を確保するため、**監査人員の増員に係る十分な財政措置と自治体の営利法人に対する監査権限の付与等、効果的な指導を行える制度の構築**

貧困家庭の子ども達への支援のための取組

現状・課題

- 平成28年度に実施した実態把握の結果、貧困家庭の子どもや保護者が抱える様々な課題が判明

<貧困線（国基準）を下回る所得の世帯の割合>

約13%（ひとり親家庭のみでは約49%）

<経済面以外でも様々な課題を抱えている・・・>

子どもが抱える課題

他者との繋がり希薄化、生活習慣の乱れ、学習状況の遅れ、自己肯定感の低下

保護者が抱える課題

子育ての不安や負担感を抱えながら、多忙な生活の中で周囲から孤立

<本市の取組>

- 計133の施策を掲げた「**京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画**」の策定
- 子どもの居場所づくり支援の取組が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、
 - ・ 開設に係る初期費用の一部を補助する制度の創設
 - ・ 事業の立ち上げや運営に関する相談支援・現地派遣を行うアドバイザー事業の実施 など、きめ細かな支援を実施

さらに取組を進めていくためには・・・

- 国において、子どものライフステージに応じた支援制度、施策等をしっかりと進めるとともに、地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進が必要
- 子育て家庭への経済的な支援を中心とした各種の負担軽減策を各自治体において拡充していくためには、国による支援が必要

要望

貧困対策を着実に推進していくため、全国的に拡大しつつある子どもの居場所づくりの取組など、**各自治体の取組に対する恒久的かつ十分な財政措置**

児童館及び放課後児童クラブの更なる充実のための十分な財政措置

現状・課題

<児童館>

- 年齢や家庭環境等の様々な背景を持つ子どもが集う場であり、子育て支援はもとより子どもの居場所づくりにおいてもますます重要
- 本市においては独自に児童館を活用した学習支援を展開

<放課後児童クラブ>

- 共働きの家庭の増加等に伴う急速なニーズ増に対応するため、職員及び実施場所の確保が課題

平成31年4月1日時点
放課後児童クラブ登録児童数：14,657人
(対前年度比+581人)

- 平成31年4月では337クラスを編成し、688人の職員を配置(対前年度比+5クラス、+14人)するとともに、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保するため、4施設において新たに小学校の余裕教室等を活用

<児童厚生施設整備の国負担割合>

- 次世代育成支援対策整備交付金における児童厚生施設の整備に係る国負担割合(1/3)は、児童厚生施設以外の負担割合(1/2)と比べて低く、事業者の自己負担額が大きい。
- 資金に余裕がない事業者もあるため、他の児童福祉施設等と同程度まで国負担割合の引上げが必要

要望

児童館の充実と、放課後児童クラブの利用希望者全員の受入を維持するために、次世代育成支援対策整備交付金における国負担割合の引上げも含めた、**十分な財政措置**

子ども医療費助成制度の創設

現状・課題

- 子ども医療費助成は、全国的に実施されている制度であるが、自治体の独自施策であるため、各自治体の財政状況等により、対象年齢や所得制限、負担金に差が生じている。
- 子育て支援の観点からも、全国どこに住んでいてもサービス内容に格差が生じることなく安心して医療が受けられるよう、全国一律の助成制度の創設が必要である。

<政令指定都市で比較すると>

- **対象年齢**
通院において、「小学2年生まで」や「高校卒業まで」とする自治体があり、**受給期間で最大10年の差が発生**
- **所得制限及び一部負担金**
自治体ごとに内容が大きく異なっており、**受給の可否や負担額にも差が発生**

<本市の子ども医療費支給制度（令和元年度2,213百万円）>

- 対象年齢
中学校卒業まで
- 一部負担金
入院と3歳未満の通院 1月1医療機関 200円
3歳以上の通院 1月1医療機関3,000円(※)
(※) 令和元年9月診療分から1,500円へ引き下げ
- 所得制限なし

要望

国による**全国一律で隙間のない恒久的な補助制度の創設**

3 教育の充実と教員の働き方改革

教員が子どもと向き合う時間を確保し、いきいきとやりがいを持って働くことのできる環境をつくるとともに、学校・幼稚園における教育環境を一層充実させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) **学校における教員の働き方改革や少人数教育のための人員配置の促進に対する財政措置等**
 - ・ 教員が子どもと向き合う時間を確保するための教職員定数の改善
 - ・ スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員等の配置促進に向けた財源確保
 - ・ 小学校における専科教員の配置拡大と2年生の35人学級の早期法制化
- (2) **学校施設におけるエアコンの老朽化に対応するための、機器更新等に向けた財政支援**
- (3) **学校におけるICT環境整備に対する財政支援**

(文部科学省)

教員の働き方改革や少人数教育のための人員配置の促進に対する財政措置等

【本市学校現場の状況】

- 文部科学省が行った勤務実態調査の結果同様、本市独自の調査においても、小学校で約3割、中学校で約6割の教員が月80時間を超える時間外勤務を行っている実態があり、これまでから教員の負担軽減に向け本市独自の取組を進めてきたが、依然多忙な状況が見られる。
- また、小学校2年生の35人学級については、「加配定数措置」による実施にとどまっており、「加配定数」は予算状況等により毎年度確実に措置されるとは限らないことから、小学校2年生における35人学級の実施は不安定な状況となっている。

【本市独自の取組】

- 本市では平成30年度を「働き方改革元年」とし、本市独自予算による小学校2年生での35人学級・中学校3年生での30人学級の実施をはじめ、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員等の配置、小学校専科教育の非常勤講師の配置拡大など先進的な取組を進めてきた。

本市
取組



財政
措置

教育の
充実

課題

本市独自の取組だけでは限界があり、
更なる取組の推進には国の支援が必要

要望

- ① 教員一人当たりの授業時数や児童生徒数を減らすための、小・中学校の学級編制の標準の改定も含めた**教職員定数の抜本的な改善**
- ② 教員が本来の仕事に専念できるよう、**スクール・サポート・スタッフを全学校園に1人以上（約300名）、部活動指導員を中・高等学校に各校1～3人以上（約200名）に配置拡大**
- ③ 教員の持ち授業数軽減とそれに伴う授業準備の充実のため、**小学校専科指導教員の配置拡充**
- ④ **小学校2年生における35人学級の早期法制化**

効果

- 教員が子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、質の高い教育を実践
- 教員が心身共に健康でいきいきと働くことができる環境整備

学校施設におけるエアコンの老朽化に対応するための、機器更新等に向けた財政支援

- 平成18年に政令市初の市立小中学校全普通教室の冷房化を完了したが、設置から20年以上経過した機器もあり、機器の老朽化が進行しているため、今後計画的な更新に向け、莫大な費用が見込まれる。
- 昨今の猛暑を受け、空調未設置の特別教室への整備が急務。
- 平成30年度は政府の第1次補正予算により予算措置されたが、特別教室への新設や空調設備更新については優先的な採択項目とされなかった。

要望

平成30年度は空調未設置の普通教室に対し特例交付金が重点的に措置されたが、今後、**特別教室への空調新設や老朽化した空調設備の更新を計画的に進めることができるよう、採択数の増加や補助率の引き上げなどの補助制度の拡充**

学校におけるICT環境整備に対する財政支援

- 新学習指導要領では積極的にICTを活用することが想定され、国の整備方針では、授業展開に応じて必要な時に1人1台を可能とする環境を示されている中、本市において、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数は、5.2人（全国平均5.6人）である。
- ICT機器の整備には莫大な費用が必要になるほか、運用・維持、更新にかかる多額の後年度負担が財政の硬直化につながることから、自治体の負担が大きい。

要望

現在、一定の地方交付税措置はなされているが、**ICT環境整備を確実に進めることができるよう、新規導入時に加え、運用・維持も対象とした補助制度の創設**

4 生活保護制度の更なる改革と生活困窮者支援に対する財政措置等

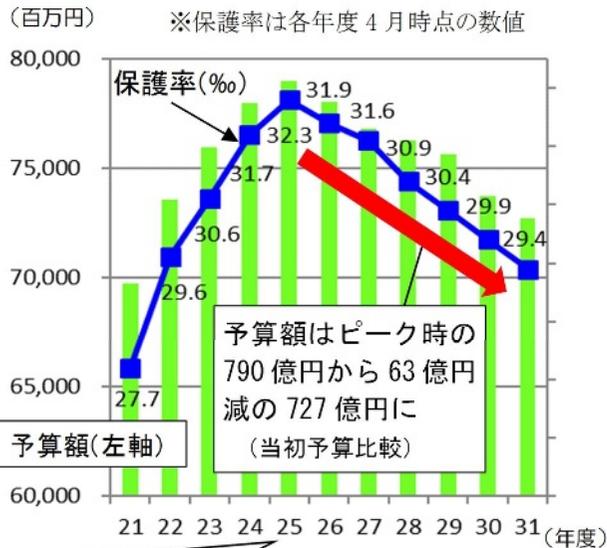
国の責任の下，生活保護制度及び生活困窮者自立支援がより実効性のあるものとなるよう，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 生活保護制度の国の責務による実施とそれに見合う国庫負担の充実・強化，及びケースワーカーの person 費（389名，32億円）を含めた地方負担への財政支援
- (2) 生活保護における適正な医療行為の給付に向けた，頻回受診や重複処方等過剰な医療行為を制限する仕組みの構築，不正受給への対策強化
- (3) 生活困窮者自立支援制度の実施に必要な財政措置の確保

(厚生労働省)

①本市の生活保護の運営状況



21年度以降、保護率は急増したが、就労自立支援等の取組により、25年度以降、減少傾向に！ ※ 全国平均は高止まり傾向

②生活保護の適正化 ～市民から信頼される「不正を許さない制度へ」～

現状

医療扶助費の割合
46.5% (29年度決算)

適正化を図るために

要望

過剰な医療行為を制限する仕組みが必要

- 頻回受診や重複処方等の過剰な医療行為について、現在の診療・処方後の事後の患者指導ではなく、支払基金において審査・返戻を行えるよう診療報酬の規定を改定し、診療報酬請求自体を行えなくなるような仕組み・基準の設置

要望

不正受給への対策強化が必要

- 実施機関の調査権限強化
回答義務の対象を官公署のみならず**金融機関や就労先にまで拡大を！**
- 保護費と返還金の調整
本人からの申出がなくても保護費と返還金との調整を可能に！

不正受給等

- 就労等
収入未申告
- 虚偽の
居住実態
- その他

③就労自立の促進

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けた生活保護受給者に対する自立支援の強化充実が必要不可欠！

特に、就労に向けて

- ・ ケースワーカーによる受給者の抱える課題の的確な把握、きめ細かな助言指導
- ・ ケースワーカーとハローワークとの連携※
- ・ キャリアカウンセラー等の専門家による支援が重要！

※ 福祉事務所ケースワーカーとハローワーク相談窓口(福祉・就労支援コーナー)が連携し、生活保護受給者等に対し、就労支援を市内全区役所・区役所支所など計15箇所を実施(平成31年4月現在)

年度	ハローワーク相談窓口での就労支援		キャリアカウンセラー等による就労支援	
	相談件数	就職者数	支援者数	就職者数
28	11,163	1,015	1,330	657
29	10,403	891	1,274	676
30	8,987	951	1,310	681

生活困窮者自立支援法の施行 (平成27年4月)

生活保護に至る前段階での自立支援策の強化が可能に！

要望

これまで全額国庫負担(補助)であったが、法律に基づく**必須事業・任意事業**ともに、新たに**自治体負担が発生**

費用負担割合の見直しを！

一方で課題も

5 国民健康保険制度の抜本的な改革

国民健康保険制度について，他の医療保険制度との負担の公平化や，被保険者が将来にわたり安心して医療を享受できることが重要です。そのためには，国を被保険者とした全ての国民が加入する医療保険制度への一本化と，制度改革実現までの間の財政措置が必要であり，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 他の医療保険制度との一本化など抜本的な制度改革の早期実現，及び我が国の医療保険制度の将来像の提示
- (2) 制度改革実現までの財政措置の拡充
 - ・ 国庫負担率の引き上げ
 - ・ 国民健康保険財政基盤強化策の更なる拡充
 - ・ 特定健康診査及び特定保健指導に対する財政措置の拡充
- (3) 子ども医療費（小学生以上分）等の地方単独事業の実施に伴う，国庫負担金の減額調整措置の撤廃

(厚生労働省)

国民健康保険制度の抜本的改革及びその実現までの財政措置の拡充

現状・課題

- 全国的に、
- ①低所得者の加入割合が高い
 - ②高齢化等による医療費の増加
…等により、他の医療保険制度との負担が不均衡
 - ③負担軽減のための多額の一般会計繰入金の投入

保険者と被保険者の負担は限界に達しつつある状況

国の国保財政基盤強化策（約3,400億円の財政支援）は一定の効果があるものの、構造的な問題解決には至らず

子ども医療費(小学生以上分)等の地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の撤廃

現状・課題

子ども医療費をはじめとした地方単独の医療費助成制度の実施に伴う国保の国庫負担金の減額措置が国保財政運営上の大きな支障に

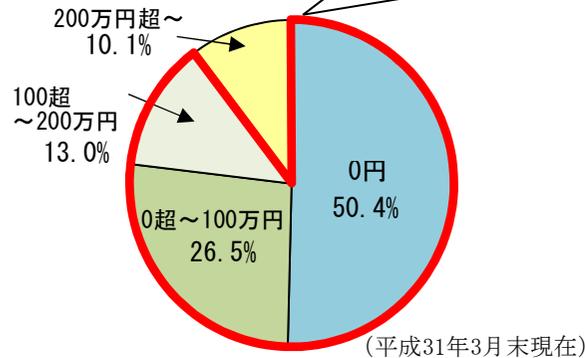
本市における国保の減額措置状況（小学生以上分・平成29年度決算ベース）

- ①子ども医療分 15百万円
- ②老人医療分 42百万円
- ③重度心身障害者医療分 253百万円
- ④その他福祉医療等 65百万円

要望

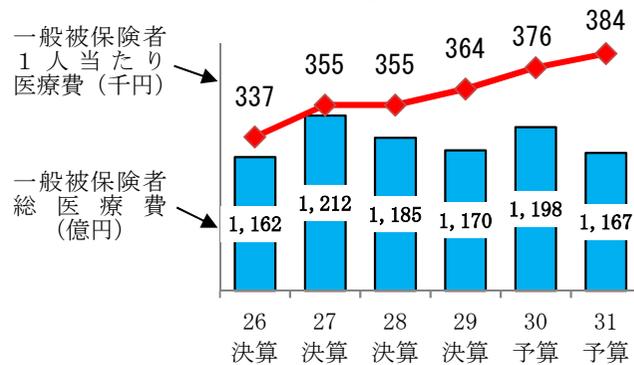
国保の減額調整措置は、人口減少社会の克服と地方創生に向けた取組に逆行するものであることから、**子ども医療費(小学生以上分)等の地方単独事業の実施に伴う国庫負担金の減額調整措置の撤廃を！**

① 京都市国保世帯の約90%が所得割基礎額200万円以下（軽減適用率は約79%：29年度決算）



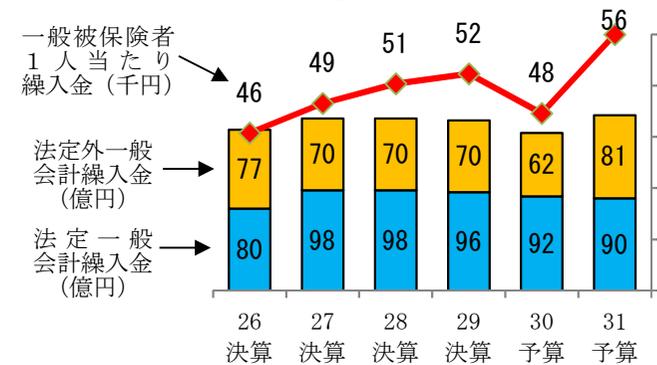
<所得割基礎額階層別世帯数>

② 1人当たり医療費は、26年度から約14%（約47千円）増



<医療費の推移>

③ 1人当たりの一般会計繰入金は、26年度から約22%（約10千円）増



<一般会計繰入金の推移>

要望

- ①国を保険者とした全ての国民が加入する**医療保険制度への一本化**
 - ②制度改革実現までの間の**更なる財政措置の拡充**
- ⇒ **国民皆保険を堅持し、安定的で持続可能な医療保険制度の再構築を！**

6 違法「民泊」の根絶や，宿泊施設の適正な運営及び 宿泊観光と市民生活との調和の確保

本市では，地域住民と観光客の安全安心及び宿泊観光と市民生活との調和の確保を図るため，職員体制を一層強化（46名の専任職員，その他兼任職員も多数）するなど，違法「民泊」の根絶や，宿泊施設の適正な運営の確保等に徹底して取り組んでいます。

他方で，住宅宿泊事業法の施行から一年を迎える今でも，「民泊」仲介サイトに違法施設が掲載されており，法治国家として由々しき状況です。

については，市民・観光客等全ての方にとって良質な宿泊環境を確保するため，本市取組への支援に加え，国による取組の徹底等について，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 住宅宿泊仲介業者や住宅宿泊管理業者への指導・監督の徹底
- (2) 法の施行状況を踏まえた，課題の検討，制度の見直し
- (3) 違法「民泊」の根絶や，宿泊施設の適正な運営及び宿泊観光と市民生活との調和の確保のために新たに生じる財政負担への支援

(厚生労働省，観光庁)

1 急増する宿泊施設に係る本市の取組

旅館業法における簡易宿所（一部）や住宅宿泊事業法に基づく届出のあった宿泊施設であるいわゆる「民泊」をはじめ、急増する宿泊施設に関し、本市では、平成29年度から「民泊」対策の専門チームを設置し、平成31年4月1日からは46名の専任職員を配置するなどの更なる体制強化により、違法な「民泊」の根絶や、宿泊施設の適正な運営の確保の取組を充実し、安全安心及び市民生活との調和の実現に向け取り組んでいる。

とりわけ、違法「民泊」の根絶に向けては、平成28年4月から平成31年3月末日までに本市に通報があった2,454件の無許可営業疑い施設について、現在調査・指導中のものが24件にまで減少し、約99%について対応を完了している。さらに、京都市「民泊」対策等連絡協議会を設置し、京都府警察と宿泊施設に関する情報共有など連携を図る中で、実際に検挙する事例も出てきており、違法「民泊」の根絶に今後とも強力に取り組んでいく。

<照合結果>（平成30年9月末時点）（単位：件）

【適法】 許可・届出施設	【要精査】 住所等再確認が必要	【違法・違法疑い】 無許可・無届出施設	合計
3,131	2,082	112	5,325

「民泊」対策事業（令和元年度：1.4億円）

- ・「民泊」通報・相談窓口の設置
- ・違法な「民泊」施設の適正化指導の推進
- ・「民泊」仲介ウェブサイトの継続監視
- ・旅館業法の許可施設に対する監視指導の推進
- ・住宅宿泊事業法に基づく届出受付等体制の構築
- ・「民泊」に係る地域住民支援の推進など

2 更なる取組の強化に向けて

(1) 住宅宿泊仲介業者に対する指導・監督の徹底

観光庁から海外の主要な「民泊」仲介サイトが掲載している5,325件の施設について適合性の照合依頼があり、本市が把握している情報との突合の結果、**違法施設等は112件**であった。観光庁は、全国からの照合結果を基に住宅宿泊仲介業者に対し、違法施設の削除等の指導をされているが、本来は**住宅宿泊仲介業者自らが実効性のある手法により適法性を確認したうえで、適法な「民泊」のみを掲載するよう徹底すべき**である。

(2) 地域の実情を踏まえた「民泊」の適正な運営を確保するための法制度の見直し

本市では、平成30年3月に、市内の「民泊」の現状を踏まえ、法的な限界にも挑戦しながら、適正な運営の確保を図るための条例をはじめとする**本市独自ルールを制定・運用**しているが、住宅宿泊事業法においては、条例委任されているのは生活環境の悪化防止を目的とした事業の実施地域と期間の制限に限られていることから、**地域の実情を踏まえ、柔軟に運用できるよう制度の見直し**が求められる。

要望

1 住宅宿泊仲介業者や住宅宿泊管理業者への指導・監督の徹底

- (1) 容易に違法「民泊」が営業できる環境の一掃のため、無許可仲介サイトの取締りを徹底するとともに、仲介サイトへの無許可・無届施設の掲載削除、施設の所在地や旅館業法及び住宅宿泊事業法上の許可番号・届出番号の確認・掲載を義務付けること。
- (2) 自治体に負担を転嫁することのないよう、民泊制度コールセンターの24時間対応化など、騒音に係る周辺住民の苦情の際など即応が必要なものに対して、住宅宿泊管理業者等の迅速・的確な対応を促す体制を早急に整備すること。

2 法の施行状況を踏まえた、課題の検討、制度の見直し

地域の実情を踏まえ、「民泊」の適正な運営を確保するため、例えば、更新制の許可制度の導入など法規制の見直しを進めること。

3 違法「民泊」の根絶や、宿泊施設の適正な運営及び宿泊観光と市民生活との調和の確保のために新たに生じる財政負担への支援

宿泊施設の適正な運営の確保を図るための、法に基づく許可申請・届出受付等の体制や、自治体が十分な指導監督機能を発揮するための体制の構築等の措置に対する財政支援を速やかに実施すること。

7 働き方改革の推進等による中小企業・地域企業の担い手確保など，現下の課題に即した支援の充実等

本市では，市内企業の99.7%を占める中小企業をはじめ，地域と深く繋がり，共に発展する企業を「地域企業」と位置付け，市民ぐるみ・地域ぐるみで，その発展を支援しています。

「地域企業」が将来にわたって持続的に発展していくためには，担い手の確保・育成・定着が不可欠であり，本市としても「京都市わかもの就職支援センター」を拠点とした企業の魅力発信や，働き方改革推進に向けた支援等に取り組んでいます。

今後，「地域企業」の担い手不足の解消や，正規雇用化の一層の促進により，地域経済の好循環を確立し，更なる経済成長につなげるため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地域の実情を踏まえた働き方改革の推進等により「地域企業」の担い手不足を解消するための新たな交付金制度の創設等
- (2) 非正規雇用から正規雇用への転換の促進のための支援の充実
- (3) 「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向けた取組を強化するための支援

(厚生労働省)

「地域企業」の担い手不足 解消に向けた新たな交付金 制度の創設等

本市の現状・課題

○ 深刻な担い手不足

- ・ 1.6倍を超え、高水準で推移する有効求人倍率（地域や業種による差も大きい）
- ・ 特に深刻な中小企業における担い手不足

宿泊・飲食
サービス業
は特に深刻

市の取組

<取組の方向性>

- ・ 働き方改革の推進による「地域企業」の魅力アップとその発信
- ・ 女性や高齢者、障害者など、多様な担い手の確保、育成
- ・ AI, IoT等に対応したプロフェッショナル人財・中核人財の確保、育成
- ◆ マatchingサイト、交流会、インターシップなど「地域企業」の魅力発信
- ◆ 自己診断制度の創設やモデル企業の創出など、働き方改革の取組を広める仕組みづくり
- ◆ 首都圏等で開催される就職フェアへの出展

国事業

- ◆ 「地域活性化雇用創造プロジェクト」補助金
 - ・ 質の高い雇用、正規雇用の拡大、生産性向上の促進

要望

- 「地域企業」の担い手不足を解消するための交付金制度の創設
- 「地域活性化雇用創造プロジェクト」の手続きの簡素化

非正規雇用から正規雇用への 転換の促進のための支援の 充実

本市の現状・課題

○ 政令市で最も高い非正規雇用率(42.0%)

- ・ 特に観光関連産業で高い非正規雇用率
- ・ 宿泊業、サービス業等における低い労働生産性

市の取組

<取組の方向性>

- ・ 非正規雇用率が高く、労働生産性が低い観光関連産業などにおける正規雇用化・生産性向上
- ◆ 観光関連事業者の生産性向上に向けた専門家による相談支援
- ◆ 経営者層向けの啓発セミナーや、従業員向けの出前出張型セミナーによる支援

国事業

- ◆ キャリアアップ助成金
 - ・ 非正規雇用労働者の正規雇用化等の処遇改善に取り組む企業への支援（交付要件：事業計画策定、就業規則変更、5%以上の賃上げ等）
- ◆ 業務改善助成金
 - ・ 賃金引上げと一体となった生産性向上の支援（交付要件：生産性向上のための設備投資）

要望

- 制度の利用促進に向けた、
- 「キャリアアップ助成金」の手続きの簡素化及び要件緩和
- 「業務改善助成金」の要件緩和

「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向けた取組への支援

本市の現状・課題

- ブラックバイトに関する公的機関の相談窓口に対する、低い認知度
- ワークルールに対する、学生の不十分な認識

市の取組等

<取組の方向性>

- ・ 公的機関の相談窓口の周知及び適切なサポート体制の維持
- ・ トラブルを未然に防止するための学生向けのワークルール教育の充実
- ・ 企業向けの労働法制等の更なる周知・啓発
- ◆ ブラックバイト対策協議会 設立
 - ・ 本市、労働局、府によるオール京都体制で、相談窓口の設置、ワークルール教育の周知・啓発

要望

- 学生アルバイトの継続的な実態把握のための調査及び公的機関の相談窓口の周知等具体的な対策への支援
- 国による企業への監督指導及び労働法制セミナー実施等による啓発の強化

8 安全・安心な食生活と世界に誇る「京の食文化」を支える 京都市中央市場の再整備に対する財政支援

日本初の中央卸売市場である京都市中央市場は、公正な取引等を通じ、全国の生産者を守り、消費者に安全・安心な食材を適正価格で安定供給するとともに、災害時には、食糧供給拠点となるなど、持続可能な社会に不可欠な公共インフラです。

また、ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」や世界に誇る「京の食文化」の継承・発展を支え、政府が取り組む農林水産物・食品輸出額1兆円の目標達成に向けた拠点的作用を担うなど、食文化の振興や国策の推進にも欠かせない機能を有しています。

さらに、改正卸売市場法では、卸売市場は、今後も食品等の流通の核として、公正かつ安定的な運営により、高い公共性を確保するよう求められています。

こうした中、京都市中央市場では、その役割を将来にわたって果たしていくため、市場関係者が協力し、1,300回を超える議論を行いながら、約40年ぶりとなる大規模な再整備（約600億円、約13年間）を進めています。

つきましては、京都市中央市場がこれからも社会的使命を全うすることができるよう、再整備に当たり、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実
- (2) 物流の効率化や労働環境改善に資するシステム導入等に対する財政支援の充実

(農林水産省)

京都市中央市場の果たす役割【必要性・重要性】

～持続可能な社会や食文化の振興，国策の推進に欠かせない公共インフラ～

- 食品流通の核として，公正な取引等を通じ，生産者を守り，また，消費者に対して，安全・安心な生鮮食料品等を安定的に供給
- ユネスコの無形文化遺産に登録された「和食」や世界に誇る「京の食文化」を支え，次代に継承
- 「京野菜」・「京都肉」をはじめとする高品質な国産農畜水産物の輸出を促進
- 広域的な災害対応拠点として，災害発生時にも生鮮食料品等の安定供給を確保

○「京都市中央市場宣言」(平成 29 年 12 月)

京都市中央市場が，これからも生産者を守り，市民に自然の恵みを届ける生鮮食料品の中核的な流通拠点としての使命を果たすとともに，京都はもとより，我が国の食文化を将来にわたり力強く牽引していくことを宣言

京都市中央市場の再整備

総事業費約600億円
令和10年度完成予定

【再整備のポイント】

○安全・安心な生鮮食料品等の安定供給に向けた取組の推進

- ・ コールドチェーンシステムの導入など，衛生・品質管理体制の確立
- ・ 産地との連携強化，円滑な物流動線の確保

○文化と健康を守る食生活・食習慣の普及促進

- ・ 若い世代を中心とした食文化・食習慣の普及啓発
- ・ 周辺地域の活性化への貢献と観光資源としての魅力創出

○競争力のある市場を目指した取組の推進

- ・ 京野菜のブランド化と販路開拓の促進，輸出の推進
- ・ 省エネ，蓄エネ設備の導入など，環境配慮に関する取組強化

○災害発生時における拠点機能の強化

- ・ 災害発生時にも安定稼働する非常用電源設備等の導入
- ・ 市場の設備・機材等を活用した市場周辺地域の復旧支援

要望

①中央卸売市場の整備に対する交付金の財源確保及び財政支援の充実

○交付金の十分な財源確保

○交付率の引上げ

- ・ 他の社会インフラ整備同等の交付率への引上げ（一律1/2以上へ）

○交付対象の拡充

- ・ 防災機能強化，衛生・品質管理水準高度化，既存施設の解体，仮設構造物の建築等に対する支援

②物流の効率化や労働環境改善に資するシステム導入等に対する財政支援の充実

- ・ 入出荷等の物流効率改善に資するシステム・設備の導入等に対する支援
- ・ 卸売市場の労働環境改善や取引の適正化に資するシステム・設備の導入等に対する支援

9 有害鳥獣対策に係る支援制度の充実等

農林業や生態系，市民生活や観光客等の安心・安全を脅かす有害鳥獣の抜本的対策を行うため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

鳥獣被害対策に係る予算の確保・拡充

- (1) 侵入防止柵の設置や，ICTを活用した遠隔監視システムの導入等，有害鳥獣の被害防止に係る取組を支援する「鳥獣被害防止総合支援事業」の十分な予算の確保
- (2) 有害鳥獣の捕獲頭数に応じて活動経費を支援する「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」において，幼獣に係る交付金額を成獣並みに拡充

野生鳥獣の新たな生息管理手法の確立等

- (3) 科学的根拠に基づいた効果的な対策を実施するため，野生鳥獣の個体数を把握するための新たな手法や，十分に解明されていないイノシシの生息動態を把握するための調査方法の確立
- (4) 市民生活や文化財等に被害を及ぼすアライグマ，ハクビシン等の外来生物の防除の更なる強化

(農林水産省，環境省)

鳥獣被害対策に係る予算の確保・拡充

現状

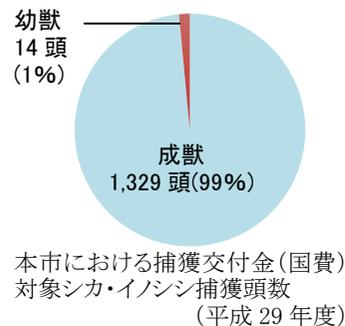
本市ではこれまでから、シカ、イノシシ、サルなどの鳥獣被害対策に鋭意取り組んできているものの、個体数の増加等により、最近では、農林業被害だけでなく、市街地への出没が相次ぎ、市民生活や観光客等の安心・安全に関わる重大な事態も生じている。被害の防止に向けた、鳥獣捕獲に関する喫緊かつ抜本的な対策強化が必要！

課題

○ 鳥獣捕獲従事者の多くは、見回りによる確認が必要な罠で捕獲を行っており、負担が大きく、効率的な捕獲活動ができていない。

○ 幼獣の捕獲に係る交付金は、成獣と比較して低額となっており、将来的な個体数減少に有効な幼獣の捕獲はわずかしかできていない。

本市では独自に奨励金を拡充してきているところであるが、全国的に、幼獣の捕獲を強化する必要がある。



要望

① 「鳥獣被害防止総合支援事業」において、侵入防止柵の設置予算の充実はもとより、ICTを活用した遠隔監視システムの導入等、効率的な捕獲を行うための十分な予算を確保！

② 「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」において、幼獣捕獲に係る交付金を成獣並みに拡充！

鳥 獣		交付金	鳥 獣		交付金
シカ	成獣	7,000円	シカ	成獣	7,000円
	幼獣	<u>1,000円</u>		幼獣	<u>7,000円</u>
イノシシ	成獣	7,000円	イノシシ	成獣	7,000円
	幼獣	<u>1,000円</u>		幼獣	<u>7,000円</u>

野生鳥獣の新たな生息管理手法の確立

現状

○ 現状の個体数調査は都道府県ごとに行った推定となっており、個体数の的確な把握ができていない。

○ 特に、イノシシについては、生息動態が十分に解明できておらず、個体数の推移予測が困難である。

課題

効果的な鳥獣対策を行うためには、科学的な根拠に基づいた、管理計画の策定や捕獲活動の実施が不可欠！

国の掲げる目標『シカ、イノシシの生息数を令和5年度までに半減(平成23年度比)』も推進！

要望

「特定鳥獣保護管理計画策定のためのガイドライン」を定めている国が率先して、

① 野生鳥獣の個体数をよりの確に把握するための新たな手法を確立！

② 個体数の推移予測を可能とするための、イノシシの生息動態を十分に解明！

10 文化の力による全国の地方創生，文化芸術の振興に向けた文化庁の機能強化及び全面的な京都移転の推進

文化庁の全面的な京都移転を契機に，文化の力による全国の地方創生，文化芸術振興を推進し，新たな日本の未来を切り拓くため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

- (1) 「新・文化庁」の下で文化を基軸とした国づくりを進めるための，文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充
- (2) 新たな文化行政を推進するための，文化庁地域文化創生本部の取組の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化
- (3) 文化関係独立行政法人(国立文化財機構，国立美術館，日本芸術文化振興会)の効果的な広報発信・相談機能の京都設置に向けた検討の加速

(内閣官房，文化庁)

(1) 文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充

(2) 文化庁地域文化創生本部の取組の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化

文化立国の実現に向けた文化政策の更なる推進	文化庁の京都への全面的移転の確実な実行
<p>令和元年度文化庁予算 1,167 億円 (対前年度比 107.8%)</p> <p>うち、地域文化創生本部関連 46 億円(対前年度当初比 103.9%)</p> <p>諸外国との文化予算の比較 (2017 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本：1,043 億円 (国家予算の 0.11%) フランス：4,851 億円 (国家予算の 0.88%) 韓国：2,821 億円 (国家予算の 1.05%) <p>(出典 2017 年度文化庁委託事業「諸外国の文化政策等の比較調査研究事業報告書」)</p>	<p>平成 28 年 3 月 「政府関係機関移転基本方針」の決定</p> <p>文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転することが決定</p> <p>平成 28 年 4 月～「文化庁移転協議会」(計 5 回)による取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁の京都に長官、次長を置き、規模は文化庁職員の 7 割 場所は現京都府警察本部本館及び新行政棟の一部 遅くとも 2021 年度中の移転を目指す
<p>○文化芸術基本法 (平成 29 年 6 月施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。生活文化に食文化が追加 <p>○文化庁組織の抜本的改編 (平成 30 年 1 0 月)</p> <ul style="list-style-type: none"> 縦割りを超えた開放的・機動的な文化芸術政策集団を形成 	<p>○京都における文化庁の受入環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 先行移転の地域文化創生本部への協力 本格移転先庁舎の設計に着手済 ⇒本市も京都府とともに対等に責任を果たす 地元経済界からの支援を含め、継続的な連携・協力

要 望

文化による経済活性化や観光振興、生活文化の振興を始め、文化を基軸とした国づくりを進めるため、

- ① 文化庁の機能・組織体制の更なる強化及び予算の抜本的拡充！
- ② 地域文化創生本部が実施する事業の拡充及び文化庁移転に関する取組の発信力の強化！

(3) 文化関係独立行政法人 (国立文化財機構, 国立美術館, 日本芸術文化振興会) の 広報発信・相談機能の京都設置の検討の加速

「文化財活用センター」(国立文化財機構が東京国立博物館内に平成 30 年 7 月設置)
事業：文化財に親しむためのコンテンツの開発とモデル事業の推進
文化財のデジタル資源化の推進と国内外への情報発信・保存等に関する相談・助言・支援 など

要 望

- ① 文化財活用センターの京都移転の検討及び文化財デジタル資源の活用・産業化推進
- ② 京都への設置効果を検証するための先行的事業の実施

1 1 日本を元気にする文化芸術・スポーツ立国の実現

日本の文化力の更なる向上と世界への発信，健康長寿・生涯スポーツ社会の実現やスポーツツーリズムによる地域活性化の促進等を図るため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 文化遺産の防災対策や保存・活用のための財政支援及び税制優遇の拡充
- (2) 日本人の美意識・価値観を国内外にアピールする「日本博」の京都での幅広い展開
- (3) 「ワールドマスタースゲームズ2021関西」の国家的プロジェクトとしての位置付け及び財政支援
- (4) 日本のマンガ文化の総合拠点「京都国際マンガミュージアム」の、「MANGAナショナル・センター（仮称）」としての位置付け
- (5) 2025年国際博覧会（大阪・関西万博）の成功に向けた活動の強化
- (6) 「和装」，「華道」，「茶道」，「庭園文化」，「香道」，「書道」，「盆栽」等のユネスコ無形文化遺産への登録に向けた取組・支援
- (7) 伝統芸能の活性化に向けた，伝統芸能に関する総合的な相談支援体制の充実や，関係団体とのネットワーク構築等の推進のための支援

（内閣官房，総務省，スポーツ庁，文化庁，経済産業省）

文化遺産の防災対策や保存・活用のための財政支援及び税制優遇の拡充

ノートルダム大聖堂やブラジル国立博物館での火災 ⇒ 取り返しのつかない損害

京都市内には、有形無形の数多くの文化遺産が存在

【有形文化財】	(全国比)
国宝	213件 (19.1%)
重要文化財	1,885件 (14.2%)
国登録文化財	426件
市指定・登録文化財	350件
府指定・登録文化財	157件
【無形文化財】	
重要無形文化財	10件
府指定文化財	9件

3,000件を超える文化財の宝庫



世界遺産・二条城本丸御殿の工事



湯川秀樹旧宅(京都を彩る建物や庭園)

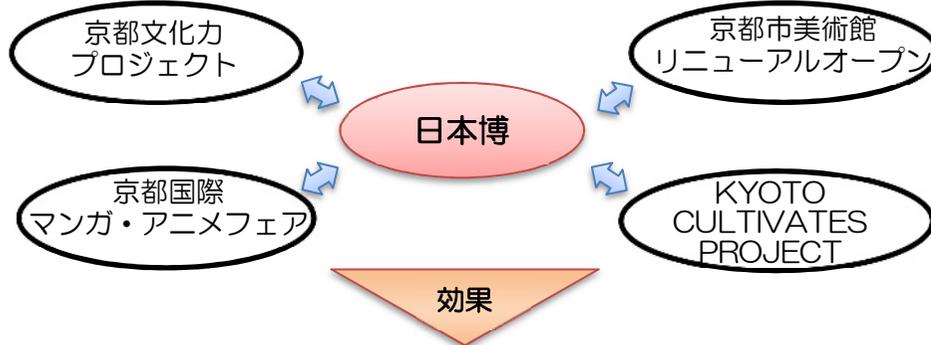
～京都市独自の文化遺産継承の取組～

- 京都を彩る建物や庭園 413件を選定
- 京都をつなぐ無形文化遺産
- まち・ひと・こころが織り成す京都遺産
- 京都市京町家の保全及び継承に関する条例
- 未指定・未登録を含む多彩な文化遺産を維持継承

世界に類を見ない京都の文化遺産を次世代に維持継承していくため

- 文化遺産の火災や自然災害等に備えた**施設の改修等に対する支援の充実**
- 文化遺産を積極的に活用・公開するための**修理や美装化等に対する支援の充実**
- 文化遺産が集積する京都市における**文化財保存活用地域計画の策定・推進に対する支援の充実**
- 文化財保護法や条例に**指定・登録**されていない文化遺産に対する**相続税等の税制優遇の拡充**

日本人の美意識・価値観を国内外にアピールする「日本博」の京都での幅広い展開



- 京都が培ってきた多彩な文化芸術の国内外への発信
- それに基づく、インバウンドへの寄与、ものづくり、産業振興等への波及

「ワールドマスターズゲームズ2021 関西」の国家的プロジェクトとしての位置付け等

2019 2020 2021 2025



- ・京都市内での開会式を皮切りに関西一円で開催
- ・概ね30歳以上であれば誰でも参加でき、国内外から5万人の参加者を見込む、アジア初開催となる世界最大級の生涯スポーツの祭典
- ・ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック開催と併せて、スポーツムーブメントの具現化や生涯スポーツ社会の実現に向け絶好の機会

- 大会の成功に向けて、**国家的プロジェクトへの位置付け**を！
- ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックとの**一体的な広報活動など、機運醸成に向けた取組の推進**を！
- 全国自治宝くじの活用等、**財政支援**を！

1 2 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)や、京都らしい町並み 景観の保全・継承・再生を推進するための税財政上の支援等

地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)や町並み景観の保全・継承は、文化・地域および観光振興の観点から全国的に重要な課題です。

本市では、建築基準法適用除外のための条例を全国に先駆けて制定したほか、平成 29 年に京町家の取壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな条例を制定し、保全・継承を推進しています。また、数多くの建造物を歴史的風致形成建造物に積極的に指定し、その保全を進めています。

京町家等の歴史的建築物の滅失の歯止めを実効あるものとし、京都ならではの風情豊かな歴史的町並みを保全・継承・再生するためには、国の制度改善や新たな支援が必要であるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)に係る、相続税の軽減措置の拡充等
- (2) 地域の文化を象徴する歴史的建築物(京町家等)の増改築等の円滑化を図るための建築基準法における制度改善及び防火仕様の告示化等
- (3) 歴史的風致維持向上計画における重点区域の拡大に伴う財政支援の拡充
- (4) 屋内から屋外に向けた広告(屋内広告物)を規制するための法整備及びガイドラインの策定

(文化庁、国土交通省)

現状・課題

- 歴史的建築物の保全継承は、文化や地域の振興、また、観光振興の観点から全国的に重要な課題。京都においても、貴重な財産、日本・世界の宝である京町家が毎年約1.7%（年間約800軒）の割合で減失が進行。
- 本市では、京町家の保存・継承のため、これまでから、改修助成、相談体制の構築、建築基準法適用除外のための条例の制定・運用等に取り組むとともに、さらに、平成29年には、京町家の所有者、使用者、市民、事業者、地域、行政が、危機感・使命感を共有し、相互連携して取り組むべく、**景観の形成又は文化の継承に重要な京町家の指定**や京町家の取り壊しに関する事前届出の義務化を含む新たな**条例を制定**。また、所有者の維持修繕等の**経済的負担に対する新たな助成制度も創設**。
- 他方で、減失の要因として相続税納税のための資産売却が挙げられることや、現在の建築基準法の制度の一部は京町家の円滑な増改築等を進めるうえで制約になっていることから、**減失の歯止めをより実効あるものとするためには、本市の取組に加え、国による支援等が必要**。

要望

京町家等の歴史的建築物の減失に歯止めをかけ、保全・継承していくための、税財政上の支援や建築基準法における制度充実を！

(1) 相続税の軽減措置、納税猶予

景観の形成や生活文化の継承に重要な地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）

保存活用計画を策定し、公開するなど、活用する場合は

相続税評価30%控除の対象に！

相続税の納税猶予制度の創設を！

既存制度

相続税評価の30%控除

国登録文化財

景観重要建築物

歴史的風致形成建築物

(2) 建築基準法における制度充実

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の増改築等を円滑に進め、保全及び継承を推進するために以下の内容を求める。

- ☆ 水廻りなどの小規模な増改築等の際に課題となる遡及適用の規制緩和
- ☆ 開口部や土壁等について、実験等により防火性能が確認された仕様についての告示化
- ☆ 伝統的構法に適した構造設計法の制度充実

(3) 歴史的風致維持向上計画（歴まち計画）における重点区域の拡大に伴う財政支援の拡充

（本市歴まち計画重点区域の面積）
市域の景観区域内の約5.5%

歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物への指定を進め、更なる保全・継承を図ることができるよう、本市歴まち計画重点区域を拡大するとともに、財政支援の拡充を！

効果

地域の文化を象徴する歴史的建築物（京町家等）の保全・継承は、文化芸術基本法に基づく「生活文化の振興」及び観光立国推進基本法に基づく「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」に寄与！



1 3 日本文化を支える伝統産業の振興

京都のみならず、全国的に、伝統産業製品の生産額や従事者数の減少傾向が続き、永きにわたって受け継がれてきた、日本が世界に誇る優れた技術や卓越した技法の継承が危ぶまれています。

京都では、昨年、和装業界が中心となって、市・府・京都商工会議所・京都和装産業振興財団等のオール京都体制で「きものサミット in 京都」を開催。業界のリーダーの皆様はじめ全国から各種・多くの関係者の御参集の下、商慣行の改善等、きもの業界の発展のために皆で協力し合うことが、決意・宣言されました。

本市としても、今年新たに京都経済センターに開設した「きものステーション・京都」を核とした和装文化・伝統文化の発信支援も含め、引き続き、和装をはじめ日本の生活文化と、それを支える伝統産業の振興に一層取り組んでいきます。

本市の取組を強力に進め、全国津々浦々の地場産業・伝統文化とつながる京都から伝統産業を活性化し、日本全体を元気にしていくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

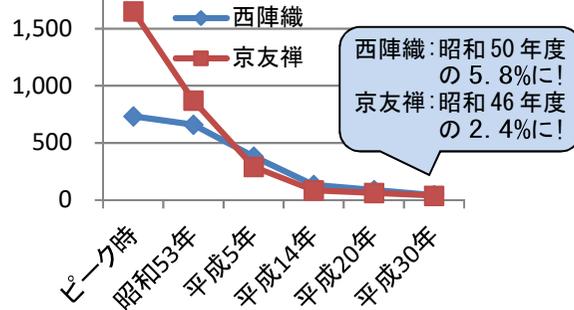
- (1) 伝統産業製品の制作工房の整備に対する支援等、伝統産業の担い手を確保・育成し、希少な技術・技法を継承するための支援制度の創設等
- (2) 伝統産業の海外展開等への積極的な支援

(経済産業省)

伝統産業の現状

生活様式の変化や海外製品の流入により、需要は激減し、永きにわたり受け継がれてきた匠の技術の継承が危機的な状況にある一方で、伝統産業製品に対する観光客や海外のバイヤーの関心は高まっており、伝統産業の新たな展開を図る機会が訪れている。

単位
万本・万反
2,000
西陣織出荷数量／京友禅生産量



課題①: 国庫補助金の交付要件

- 担い手の確保・育成、伝統産業の希少な技術・技法の継承等に欠かせない、工房整備や道具・材料の不足に対する具体的な支援策がない
- 「伝統的工芸品産業支援補助金」の対象が、産地規模の要件から 17 業種 (全 74 業種) のみに限られる。



京都市の伝統産業製品に関する指定状況

要望

- 工房整備や道具・材料の製造に対する支援制度の創設**
→担い手確保・育成、技術・技法の継承、道具・材料の安定供給、新事業への投資促進
- 市府指定を対象とした支援制度の創設**
→多くの事業者・業種の販路開拓

課題②: 海外展開事業 & インバウンド誘致

- 本市では、海外展開を目指す中小事業者に対し、現地ニーズにマッチした新商品の開発や国際見本市への出展等に係るサポートを実施しているが、自治体のこうした取組に対する補助制度がない
- 外国人観光客の伝統産業製品の制作工房訪問ニーズが高いにもかかわらず、受入れ環境が整っていない

要望

海外販路開拓等への新たな支援制度の創設

→観光の新たな魅力の創出及び好調なインバウンド消費の取り込み。自治体による戦略的、かつ、よりきめ細やかな支援が可能。

課題③: 伝統産業と現代のライフスタイル

- 生活様式の変化に伴う需要の低迷・海外製品の流入により、日常生活から伝統産業製品が消滅
- 日本の文化と精神性を日常生活の中によみがえらせ、時代のニーズに応える産業としての活性化を図ることが必要不可欠

要望

「伝統産業の日」の取組の全国拡大及び法制化

国や他の自治体と連携し、一定期間、全国各地で伝統産業に親しむ機会を一斉に展開！さらに「伝統産業の日」を国制定の記念日に！



京都の伝統産業会
Kyoto's Traditional Industries Association

本市での取組例

本市では、平成 13 年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、この日を中心に、市内各地で多彩なイベントを実施

- 各地域の伝統産業製品の使用の奨励
- 市民のきもの着用機会の創出
- 官公庁での職員のきもの着用

14 東京オリンピック・パラリンピックの開催等を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実

観光立国・日本を実現するため、京都が、日本の精神文化の拠点として、また、伝統、文化、ものづくり、自然、学術、宗教、おもてなしを体現する国際競争力の高い魅力ある観光地として、けん引役を果たすことが重要と考えております。

国際観光旅客税も活用して「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実に向け、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 市民生活と観光が調和する持続可能な観光都市の実現に向けた支援の充実
- (2) 外国人観光客の受入環境整備に係る支援の充実及びプロモーション強化に対する連携・支援
- (3) 富裕層の更なる誘致に向けた取組強化及び支援の充実
- (4) ホテル・旅館・飲食店をはじめとした観光業の担い手不足解消に向けた支援の充実
- (5) 旅館の更なる魅力発信と利用促進に向けた支援
- (6) MICEの誘致体制の強化等への支援
- (7) 国際観光旅客税を活用した財政支援の拡充

(観光庁)

これまでの取組

- トリップアドバイザーやフリーペーパーなどと連携した外国人観光客への日本・京都の習慣、マナーの啓発活動や、LCC 機内誌へのマナー啓発記事の掲載等
- 市内事業所が実施する外国人観光客の受入環境整備に係る費用の一部を助成する制度を運営し、免税手続機器の購入費等を助成対象に。

課題

今後も「観光立国・日本 京都拠点」として好循環を継続するために、マナー問題、一部の地域での混雑等、観光による市民生活への影響を解決するため、新たに創設された国際観光旅客税を積極的に活用し、観光振興を通して経済の活性化、文化振興、地域振興等を図り、持続可能な観光都市の実現を目指すことが求められている。

要望

○市民生活と観光が調和する持続可能な観光都市の実現に向けた支援の充実

- ① 発地・着地における外国人観光客に対する日本の習慣・制度やマナー、手ぶら観光等の統一的な周知・啓発活動の強化
- ② 混雑緩和等に向けた財政的支援
- ③ 観光バス路上滞留の解消に向けたシステム構築への支援

○外国人観光客の受入環境整備に係る支援の充実及びプロモーション強化に対する連携・支援

- ① 通訳案内士法の改正に伴い名称独占となった有資格ガイドの周知及び活躍支援、ボランティアガイド等の育成のための支援等
- ② 総合特区支援利子補給金予算の増額
- ③ 免税販売手続き電子化に伴う円滑な導入支援
- ④ 市場別プロモーションができるような世界各地での情報収集支援、JNTO保有の観光客に係るマーケティングデータの提供
- ⑤ ゴールデンスポーツイヤーズを見据えた観光消費拡大に向けた、開催地以外への回遊支援等

○富裕層の更なる誘致に向けた取組強化及び支援の充実

- ① 富裕層を対象とした空港や港における受入手続きの簡素化
- ② 日本ラグジュアリートラベルアライアンス等で実施するファミトリップや、海外商談会展展等への連携・支援

○ホテル・旅館・飲食店をはじめとした観光業の担い手不足解消に向けた支援の充実

担い手不足を解消するための財政的支援

○旅館の更なる魅力発信と利用促進に向けた支援

日本の伝統・文化が色濃く息づく旅館の、国による更なる魅力発信や、財政的支援等

○MICEの誘致体制の強化等への支援

MICE誘致に係る担い手育成支援や、誘致活動に係る財政的支援等

また、「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実を図るためにも、国際観光旅客税を財源とした事業の更なる拡充を求めます。

平成29年

- 観光客数 5,362万人
- 外国人宿泊客数 353万人
- 観光消費額 1兆1,268億円

～引き続き高い京都の評価～

○ワンダーラスト誌

ベストシティ 1位
(2017, 2018年)

○コンデ・ナスト・トラベラー誌

ベストシティ 2位 (2018年)

○トラベル・アンド・レジャー誌

最も文化的魅力の高い都市 1位
(2016年)

世界観光都市7年連続ベスト10入り
(2012～2018年)

【京都観光総合調査】

京都観光に関して「残念なことがあった」と回答した日本人観光客のうち、「混雑」「マナー」をあげる人の割合が増加傾向

混雑 H26 10.3%→H29 17.1%
マナー H26 6.4%→H29 14.0%

【市民生活実感調査】

「京都は市民にとって暮らしやすい観光都市であるか」という問いに対して、同意する割合が低下

H26 57.9%→H30 47.7%



Japan. Endless Discovery.

「観光立国」推進に貢献!

15 国立京都国際会館における多目的ホールの、 5,000人規模への拡張整備の早期実現

開館50周年を経た国立京都国際会館において、5,000人規模の整備を目指す多目的ホールが、まずは2,500人規模で平成30年10月にオープンいたしました。これまでの国の大きな御理解・御英断に大変感謝申し上げます。

今後、国立京都国際会館が、日本の文化振興・文化交流・世界への発信に、より一層大きな役割を果たすためにも、一刻も早い5,000人規模への拡張整備を求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

国立京都国際会館における多目的ホールの、5,000人規模への
拡張整備の早期実現

(財務省，国土交通省)

現状

最低でも 5,000 人が収容できる会議場と、それに見合う展示ができる多目的ホールを備えていることが国際会議のスタンダード

◆ 国内外の主要な国際会議場の状況

都市名	会議場名等	メイン会議場等 収容人数	メイン展示場等 面積
京都市	国立京都国際会館	1,840 人	3,000m ² + 多目的ホール 2,000m ²
福岡市	福岡国際センター・マリンメッセ	6,000 人	9,100m ²
横浜市	国立横浜会議場（パシフィコ横浜）	5,000 人	20,000m ²
東京都	東京国際フォーラム	5,000 人	5,000m ²
シンガポール	シンガポール国際会議・展示場	12,000 人	12,000m ²
ソウル	コエックス会議・展示センター	7,000 人	10,000m ²
メルボルン	メルボルン国際会議場	5,500 人	30,000m ²

- ・ 国立京都国際会館は、国内でも小規模な展示場
- ・ メイン展示場である「イベントホール」と「多目的ホール」は別棟
- ・ 現行の展示場面積では国際競争に立ち向かえない

◆ スペース不足により海外との競争に敗れ、海外の国際会議場が誘致に成功した国際会議

開催年	都市名	会議名	求められる施設・規模
2020	シンガポール	ITI 国際インプラント会議	4,000 人収容できるホールが必要
2023	ミラノ	国際歯科研究学会	3,000 人収容できるホール、展示スペース 9,500 m ² が必要

◆ 多目的ホール整備を経て誘致に成功した国際会議

開催年	会議名	成功した要因
2021	第 16 回世界脳神経血管内治療学会（2,500 人）	全体会議の会議場と展示会場を隣接して設置することの条件を満たすことが可能となったため
2022	知能ロボットとシステムに関する国際会議（3,000 人）	3,000 人の着席パーティに対応することが可能となったため
2022	第 13 回世界核医学会（3,000 人）	展示・ポスター合わせて 5,000 m ² 以上の条件を満たすことが可能となったため

要望

国際社会の日本への注目の高まりにより、国際会議の受け入れの増加が見込まれる今

○東京オリンピック・パラリンピック（2020 年） ○ワールドマスターズゲームズ（2021 年） ○大阪・関西万博（2025 年）等

日本の文化振興・文化交流・世界への発信に、より一層大きな役割を果たすため
多目的ホールの 5,000 人規模への拡張整備の早期実現を求めます！！



効果

◆ 京都への誘致が期待される国際会議が増加します

開催年	会議名	求められる施設・規模
2024	第 8 回世界自然保護会議	3,000 人収容できるホール、メディアセンター 3,500 m ² 、展示 100-200 ブース
2025	国際腎臓学会	3,000 人収容できるホール、展示スペース 10,000 m ² が必要
2027	第 60 回アジア開発銀行年次総会	多目的スペース 6,700 m ²

⇒ 拡充により、海外で開催されてきた国際会議を京都へ誘致

◆ 観光庁から選定いただいたグローバル MICE 都市として、日本の国力向上、観光立国の実現に大きく寄与します

— 国立京都国際会館は日本文化の神髄を体現した国内唯一の施設 —

国際会議のために国立京都国際会館を訪れる海外の要人等が「京都らしい設え」に触れること、また、国際会議の前後に、様々な「日本文化の神髄である京都の文化」に触れることにより、国際社会における日本に対する理解はより一層深まることとなります。

海外で開催されてきた国際会議の京都への誘致は、必ずや日本の大きな強みとして国益につながると確信しています。

16 京都・近畿の活力あるまちづくりのための、 交通利便性の高い市街地に所在する国有地の活用の検討

施設の現在地への移転から半世紀以上が経過し、宅地化や交通利便性の向上など、周辺環境が著しく変化する中で、京都のみならず、未来の近畿の発展にとって大きな可能性を有する国有地について、我が国の地方創生を推進する観点から、施設の移転をはじめとした有効活用の検討を具体的に進めていただけるよう、求めます。

提案・要望事項

京都・近畿の発展に大きな可能性を有する、
京都刑務所（山科区，敷地10万7千㎡，地下鉄柳辻駅徒歩5分），
京都拘置所（伏見区，敷地2万7千㎡，近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分），
京都運輸支局（伏見区，敷地2万㎡，近鉄上鳥羽口駅・地下鉄くいな橋駅徒歩5分）
など，国有地の有効活用の検討

（法務省，国土交通省）

国有地の活用の検討

京都刑務所（現在地への設置から90年以上が経過）

- ① 施設の移転当時、周辺地域は田畑であったが、その後、宅地化が進み、更に山科駅前地区第一種市街地再開発事業の実施等による都市環境の向上もあり、現在は典型的な近郊住宅地に変貌。
- ② 地下鉄東西線（平成9年）、京都高速道路（平成23年）の开通により、交通利便性が格段に向上。
※地下鉄柳辻駅徒歩5分



京都刑務所敷地の活用を核とする 未来の山科のまちづくり戦略（平成31年2月策定）

策定に当たっては、

- 学識経験者、地元大学、地元経済界、市民等で構成する「山科の未来を語る懇談会」で議論
- 刑務所が立地する山科区の全13学区の自治連合会会長への「説明会」で意見交換
- 市民意見募集（パブリック・コメント）を実施
⇒ 487人の市民等から、895件の意見が寄せられる
約7割の方が戦略に肯定的な意見

- ① 多くの市民等の夢と希望、情熱が込められた戦略を策定！
- ② 刑務所敷地に【居住】、【新産業・働く場】、【学び・交流】、【文化・ものづくり・観光】のうち、複数の機能・施設を導入する活用案！

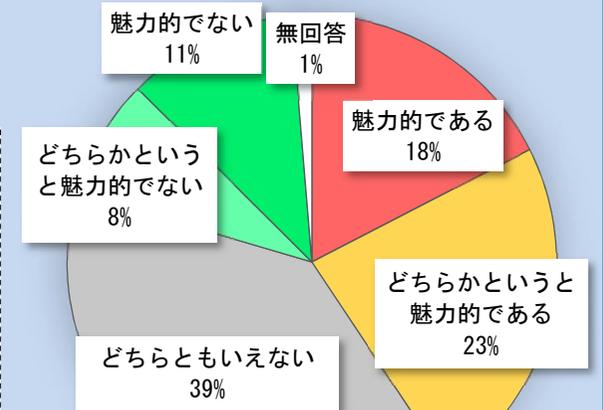
京都拘置所及び京都運輸支局（現在地への設置から50年以上が経過）

- ① 当該地を含めた周辺地域を「らくなん進都」と位置付け、世界を舞台に活躍する企業をはじめ、ものづくり企業等の立地誘導を推進中。
- ② 地下鉄烏丸線の延伸（昭和63年）、京都高速道路の开通（平成23年）により、交通利便性が格段に向上。
※近鉄上鳥羽口駅徒歩5分、地下鉄くいな橋駅徒歩5分



施設周辺事業者の声

「京都拘置所及び京都運輸支局が移転した場合、跡地について、産業用地としてどう評価されますか」という設問に対して、「魅力的である」又は「どちらかというとも魅力的である」と回答した企業は約4割であり、「魅力的でない」又は「どちらかというとも魅力的でない」と回答した企業（約2割）を大きく上回った。



<京都拘置所敷地及び京都運輸支局敷地に係るアンケート調査>

将来の京都・近畿の発展、我が国の地方創生を推進するため、これらの国有地の施設移転をはじめとした有効活用の検討を！

1 7 地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の本市全域への優遇対象拡大

「地方拠点強化税制」については、国の御英断により、平成30年の地域再生法改正において「移転型」の対象地域が見直され、本市の既成都市区域も支援対象に追加されましたが、「拡充型」については現在も対象外となっています（対象区域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）を基に設定）。

また、本制度は、今年度までの時限措置とされていますが、地方の持続的な成長の促進や、活力ある日本社会を維持していくために、来年度以降も継続していただくとともに、現在の実態を反映した区域設定の見直しを行い、本市全域を優遇対象地域とすることを求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

地方の持続的な成長を促進し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するための「地方拠点強化税制」の継続及び拡充型の本市全域への優遇対象拡大

（内閣官房，内閣府，経済産業省）

現状・課題

- ① 「地方拠点強化税制」については、平成30年の地域再生法改正により、税優遇の対象外であった三大都市圏の既成都市区域が、新たに「移転型」の税優遇対象に。
- ② 一方、「拡充型」については、引き続き本市の市街地のほぼ全域を含む三大都市圏の既成都市区域が対象外となっている。
- ③ 税優遇対象外の地域は、近畿圏整備法制定当時の国勢調査（昭和35年）の人口集中地区人口を基に設定されており、**現在の都市の実態は未反映**
- ④ 優遇対象外の区域内には、まとまった敷地を有する企業（株島津製作所、三菱自動車工業株、ローム株等）が立地しており、研究所等の新築や建替の需要が期待されるが、地域再生法の施行以降に市外へ転出した事例が見受けられる。本市が税優遇の対象外であるため、今後も、企業の減少傾向に歯止めがかからないおそれがある。

(参考) 政令指定都市の人口

京都市の現状

○各都市総人口(出典：国勢調査)

昭和35年(1960年)

順位	都市名	総人口(人)
1	大阪市	3,011,563
2	名古屋市	1,697,093
3	横浜市	1,375,710
4	京都市	1,295,012
5	神戸市	1,113,977
6	北九州市	986,401
7	福岡市	682,365
8	川崎市	632,975
9	札幌市	615,628
10	広島市	590,972

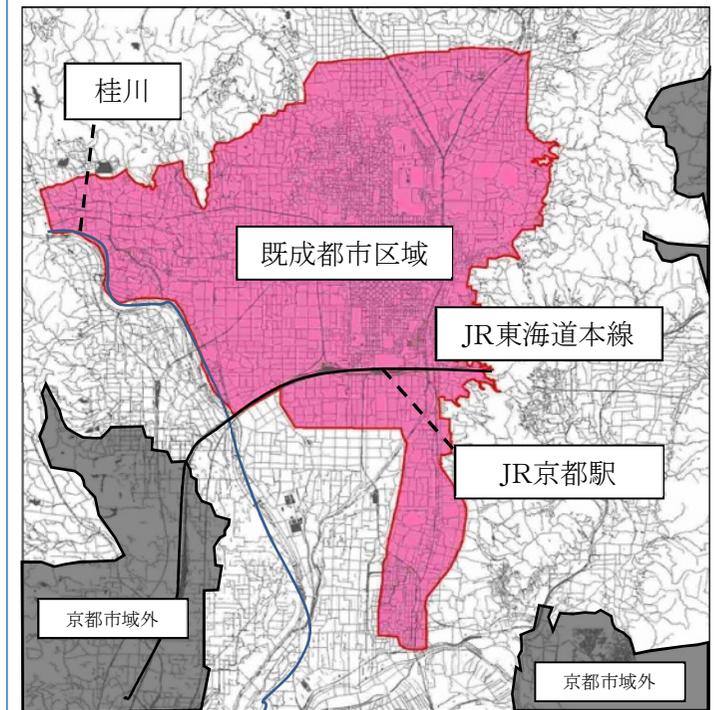
昭和60年(1985年)

順位	都市名	総人口(人)
1	横浜市	2,992,926
2	大阪市	2,636,249
3	名古屋市	2,116,381
4	札幌市	1,542,979
5	京都市	1,479,218
6	神戸市	1,410,834
7	福岡市	1,160,440
8	川崎市	1,088,624
9	北九州市	1,056,402
10	広島市	1,044,118

平成27年(2015年)

順位	都市名	総人口(人)
1	横浜市	3,724,844
2	大阪市	2,691,185
3	名古屋市	2,295,638
4	札幌市	1,952,356
5	福岡市	1,538,681
6	神戸市	1,537,272
7	川崎市	1,475,213
8	京都市	1,475,183
9	さいたま市	1,263,979
10	広島市	1,194,034

京都市の既成都市区域図



京都市の市街地のほとんどが既成都市区域となっており、**地方拠点強化税制(拡充型)の税優遇を受けることができない**

要望

- ① 「地方拠点強化税制」の継続と、② 拡充型についても京都市全域が税優遇対象となるよう、最新の人口動態等を考慮した区域設定への見直しを！

18 大学の機能強化など「大学のまち京都・学生のまち京都」推進のための環境整備

国内における18歳人口の減少や国際的な大学間競争が進む中、地方創生への貢献や、教育の質の確保などの観点から、大学の機能強化が求められています。

こうした課題に対応するとともに、学生が安心して学べる環境整備、留学生誘致・受入環境の整備をより一層推進していくために、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 高等教育の無償化の着実な実施をはじめとする修学に係る経済的負担軽減策の充実
- (2) 大学運営に必要な基盤的経費の確保・充実（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実）
- (3) 留学生数増加に向けた取組への支援の充実
- (4) 中小規模大学をはじめとする大学の特色化・機能強化への支援の充実（私立大学等改革総合支援事業の予算の充実，施設・設備整備に対する補助率の引上げ等）

（出入国在留管理庁，文部科学省）

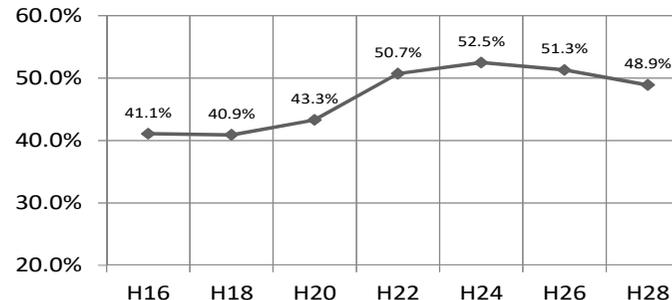
高等教育の無償化の着実な実施をはじめとする修学に係る経済的負担軽減策の充実

近年の社会情勢から、学生の約半数が奨学金を受給するとともに、貸与型奨学金返還の負担感が大きく、学生が安心して学べる環境づくりが必要

要望

真に支援が必要な学生を対象とした**高等教育の無償化**（給付型奨学金と授業料減免の大幅な拡充）の**着実な実施**及び無利子奨学金事業等の**修学に係る経済的負担軽減策の充実**

大学学部生の奨学金受給割合（全国）



出典：独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「学生生活調査」

大学運営に必要な基盤的経費の確保・充実

人口減少社会等を迎える中で、大学を取り巻く環境は厳しくなりつつあるが、質の高い教育や研究などを提供し続けていくためには、大学運営に係る基盤的経費等への支援の充実が必要

要望

国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の充実

（億円）国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の推移



出典：文部科学省HP
日本私立学校振興・共済事業団「私立大学等経常費補助金交付状況」

留学生数増加に向けた取組への支援

本市では着実に留学生が増加しているが、令和2年度までの「留学生1万5千人」目標達成、ひいては国の「留学生30万人計画」にも資するよう、更なる取組の促進が必要

要望

- ①大学における留学生受入支援
留学生受入の取組を積極的に推進する大学に対する支援
- ②留学生受入環境づくり
大学や民間における**留学生宿舍整備・運営に対する支援**
- ③留学生に対する就労支援
京都で学ぶ留学生が、京都市等の認定した企業に就労する場合の手続きの簡素化

＜京都市の留学生数の目標＞
令和2年度までに「**留学生1万5千人**」
（「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略）

京都市内大学等留学生数推移



※専修学校、日本語学校等（在留資格「留学」のもの）を含むと12,922人
出典：独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「留学生調査」

19 安心安全なまちづくりのための社会資本整備

京都市は国道・府道も含めて，市内3,619 kmの道路の99% (3,569 km)，市内2,979 橋のうち96% (2,860 橋) を管理しています。災害時における避難・物資運搬を担う道路網の確保や，歩行者と自転車利用者が安全で快適に通行できる環境整備等により，市民の安心・安全を最大限確保し，また，歴史的な町並み保全などに資する社会資本整備を推進するため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 鴨川東岸線をはじめ，成長戦略に資する道路整備の推進に必要な財政支援
- (2) 低コスト手法の早期普及等による着実かつ迅速な無電柱化の推進
- (3) 観光・スポーツ振興の拠点や地域の憩いの場となる公園の整備推進のための財政支援
- (4) 橋りょう健全化対策や舗装の長寿命化の推進に必要な財政支援及び制度拡充
- (5) 庭園文化等を活かした緑の空間整備への財政支援
- (6) 世界トップレベルの自転車共存都市・京都の実現に向けた取組に対する財政支援

(総務省，文化庁，国土交通省)

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の財源確保・拡充

本市では、安心・安全で快適なまちづくりや未来の京都への先行投資による成長戦略を推進する様々な事業に、「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」等を活用

しかし、内示額は、必要額を約36億円（内示率78.4%）下回っているため、安心・安全の確保など市民生活に必要な事業の進ちょくに遅れが生じている

社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金等の状況（令和元年度、単位：百万円、%）

事業区分	要望額	内示額	不足額	内示率
道路（新設、改築、のり面対策、橋りょう健全化対策、舗装修繕、無電柱化、自転車走行環境整備など）	4,572	2,577	1,995	56.4
都市再生整備計画事業	732	598	134	81.7
公園	772	498	274	64.5
河川	254	254	0	100.0
区画整理事業	343	306	37	89.2
住宅・建築物	4,541	3,481	1,060	76.7
古都保全・風致美観	244	186	58	76.2
下水道	5,044	5,044	0	100.0
合計	16,502	12,944	3,558	78.4

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を含めた、**国の財源（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等）の確保・拡充を！**

鴨川東岸線をはじめ、成長戦略に資する道路整備の推進に必要な財政支援

現状・課題

交付金の不足により道路整備の完成が遅れ、社会経済活動上の損失となっている。

要望

地方が真に必要とする事業が着実に進捗できるよう、**国の十分な財政支援を！**

効果

- ・南北軸の強化等による交通渋滞の緩和
- ・高速道路へのアクセス強化等による交通利便性の向上

鴨川東岸線（第二・三工区）



<事業概要>

- ・第二京阪道路鴨川東ICと直結する道路
- ・第二工区は令和元年度供用開始予定
- ・第三工区は令和元年度工事着手予定
- ・総事業費約70億円（第三工区）

庭園文化等を活かした緑の空間整備への支援

現状・課題

街路樹の整備・育成管理は、道路法上の「維持」に位置付けられ、交付金の対象外

要望

快適な生活環境を確保し、文化を継承・発展する「雨庭」整備などの街路樹の新規植栽について、道路法上の「改築」に位置付け、交付金の対象に！

雨庭



修景・緑化に加え雨水流出抑制等の効果を持つ「雨庭」を、京都の庭園文化を継承する技術力を活かして整備

低コスト手法の早期普及等による着実かつ迅速な無電柱化の推進

現状

本市では、幹線道路を中心に約 61 km の整備を行ってきたが、平成 21 年度以降、重点的に整備する路線の計画延長約 18km に対して、進捗は約 6km にとどまり、景観の保全・再生に資する道路、防災や安全・円滑な交通確保に資する道路とも、低コスト化が十分には進んでいないこと等から、無電柱化の事業進捗が遅れている。

京都市における無電柱化の進捗状況

(平成 31 年 3 月末現在)

管理者	京都市			国土交通省(直轄国道)			計 (km)
	景観	防災等	小計	景観	防災等	小計	
管路延長 (道路延長)	12.3 (12.3)	49.0 (30.2)	61.3 (42.5)	- (-)	42.8 (21.4)	42.8 (21.4)	104.1 (63.9)

課題

平成 30 年 4 月、国において「無電柱化推進計画」が策定され、令和 2 年度までに全国で 1,400km の無電柱化を行うとの高い目標が掲げられた。これを受け本市においては、長期的な整備方針である「今後の無電柱化の進め方」、今後概ね 10 年間で整備を目指す道路を示した「実施計画」を策定した。今後、これらに基づき無電柱化を一層推進していく必要があるが、

- ・ 計画的整備を進めるうえで、**安定的な財源が不可欠**
- ・ **景観に配慮すべき地区では、道幅が狭く、施工効率を下がるため、幹線道路に比べて無電柱化に多額の費用が必要**
- ・ 低コスト手法の更なる活用に向けて、**直接埋設方式に適した資機材の開発や運用基準を定めることなどが必要**
- ・ 無電柱化推進に向けて、**電線管理者による単独地中化の推進が必要**

本市の無電柱化の推進に向けた基本方針「今後の無電柱化の進め方」

- ① 選択と集中による効果的な整備の実施
- ② 多様な整備手法の活用によるコスト縮減
- ③ 市民・事業者との協働による整備の推進

直接埋設社会実験(東一条通)



通信ケーブルの品質に影響がないことを確認!

要望

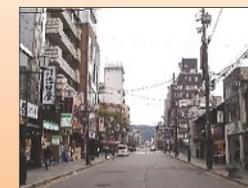
- ① **国における継続的かつ安定的な財源確保・配分**
- ② **施工条件が厳しい景観地区等において事業促進を図るための補助率引上げなど補助制度の拡充**
- ③ **直接埋設方式の導入に必要な資機材の開発など、電力事業者への技術開発の働きかけと、運用基準の策定など低コスト手法の普及促進**
- ④ **道路事業と併せて、電線管理者が行う単独地中化を進める「官民連携無電柱化支援事業」等の普及促進**
- ⑤ **国直轄事業における無電柱化事業の推進**

効果

- ・歴史的な町並みの保全
- ・都市災害の防止
- ・低コスト手法の普及拡大
- ・安全性、快適性の確保



先斗町通イメージ



三条通イメージ(河原町通〜三条大橋)

観光・スポーツ振興の拠点や地域の憩いの場となる公園の整備推進のための財政支援

○七代目小川治兵衛作庭の池泉回遊式庭園を有する円山公園を名勝として将来にわたって維持・継承するための文化庁補助金の確保

現状・課題

- 施設の劣化や樹木の繁茂により，眺望・景観が悪化しており，風致景観の再構築が必要。
- 作庭当時の庭園を復元するため，材料・工法が特殊となることから，文化財を保護・活用する整備は高額となる。（総事業費約6億円）

要望

歴史的風土と暮らし・にぎわいが複合する上質の京都に触れることができる「名勝円山公園」の魅力の再生のため，**文化庁補助金の確保を！**



○円山公園や横大路運動公園，街区公園などの整備を推進するための社会資本整備総合交付金の確保

現状・課題

- 観光の拠点や市民スポーツ活動の受け皿となる公園，市民の憩いの場である街区公園などの整備を実施しているが，必要な事業量に対して交付金の配分が不足しており，事業の進捗が遅れている。
- 老朽化した施設の更新など再整備が本格化していくことから，今後，公園整備に必要な事業費が増加していく。

要望

事業費増加が見込まれる公園整備を着実に推進するため，**社会資本整備総合交付金の確保を！**



横大路運動公園多目的グラウンド整備イメージ
硬式野球場や多目的グラウンド等の整備と防災機能の強化を目的とする。

橋りょう健全化対策や舗装の長寿命化の推進に必要な財政支援及び制度拡充

現状・課題

- 本市が管理する橋りょうのうち，建設後50年を経過する橋の割合は45%程度（約1,300橋）から20年後には8割（約2,300橋）を超える見込みであり，老朽化対策が喫緊の課題。また，耐震補強を行う橋りょう92橋のうち，33橋が未完了。
- 老朽化修繕と耐震補強を図る本市「橋りょう健全化プログラム」の完遂には，令和13年度までに約450億円が必要。
- 舗装の長寿命化を推進するため，本市では防災・安全交付金を活用しているが，必要な事業量に対して7割程度配分が不足している。また，公共施設等適正管理推進事業債は，舗装の表層のみが対象とされ，本市に多くみられる，損傷度が高く優先順位の高い，下層部分を含む修繕は対象外。

要望

- 橋りょう健全化及び舗装の長寿命化を推進するため，**国の十分な財政支援を！**
- 舗装の長寿命化を推進するため，**国の十分な財政支援や債の適用範囲拡充を！**



老朽化した橋りょう

20 将来を見据えた広域的な道路ネットワークの構築

渋滞の解消や災害時におけるリダンダンシーの確保（ネットワークの多重化）等，将来の京都市の発展にとって真に必要な広域的な道路ネットワークの構築のため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

- (1) 国が実施する渋滞対策の調査結果を踏まえた堀川通の機能強化（バイパス整備等）に向けた早期の計画策定，京都南ジャンクション（仮称）などの整備促進
- (2) 京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

（国土交通省）

調査結果を踏まえた堀川通の機能強化策 (バイパス整備等)の早期実現、京都南 ジャンクション(仮称)などの整備促進

現状・課題

国・府・市及び有識者で構成し、京都市の発展にとって真に必要な道路ネットワークの在り方を検討する「将来道路ネットワーク研究会」において、平成30年1月に「堀川通の整備が喫緊の課題である」との意見がまとめられた。

また、既存の高速道路網については、第二京阪道路と名神高速道路が直接接続されておらず、大阪国際空港等へのアクセスにも課題があるなど、道路ネットワークとしての機能を十分に発揮していない。

要望

- ① 現在、国で実施中の渋滞対策の調査結果を踏まえた、堀川通の機能強化策(バイパス整備等)の早期実現
- ② 第二京阪道路と名神高速道路を接続する京都南ジャンクション(仮称)の早期整備や事業中の国道9号京都西立体交差事業の着実な推進

効果

- ・ 中心部をはじめ市内の交通渋滞の解消
- ・ 大阪国際空港等へのアクセスの向上など、利便性の向上
- ・ 災害時等の更なる安心・安全の確保



堀川通の交通渋滞状況

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークの実現に向けた総合的な検討

現状・課題

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶルートについては、国道1号及び9号等の市境周辺において、交通渋滞や大雨時・災害時に通行止めが発生しており、平成30年1月に「将来道路ネットワーク研究会」において、「広域的な観点から、交通集中の緩和や災害時におけるリダンダンシー確保のため、災害に強い道路整備の必要性が高い」との意見が取りまとめられた。

周辺地域におけるまちづくりや広域ネットワークとの連携強化、道路整備の優先順位や費用負担の在り方など様々な検討すべき課題が存在している。

要望

京都市と大津方面や亀岡方面を結ぶ道路ネットワークについて、広域的な観点から、様々な課題への対応を含め、実現に向けた総合的な検討を！

効果

- ・ 市境周辺の渋滞の緩和
- ・ 円滑な物流の確保
- ・ 災害時におけるリダンダンシーの確保
- ・ 周辺都市とのネットワーク強化



国道1号の被災状況(平成25年台風18号)

2 1 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進， 地元負担の軽減及び関西国際空港への延伸

日本の精神文化の拠点である京都を經由する北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は，東京一極集中の是正や人口減少社会の克服，関西全域のみならず我が国全体の発展のために極めて重要な国家プロジェクトであることから，次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案

- (1) 市民生活や経済活動への影響に最大限配慮した北陸新幹線（敦賀以西ルート）の円滑な整備の推進
- (2) 地元負担軽減のための支援
- (3) 関西国際空港への延伸

（国土交通省）

円滑な整備の推進

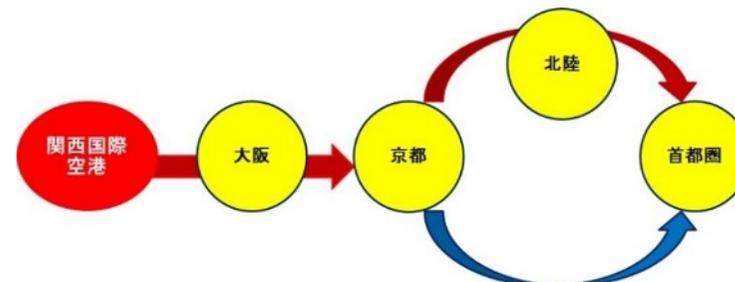
- 北陸新幹線（敦賀以西ルート）の整備は、国土の調和ある発展を目指し、関西経済の地盤沈下を招かないためにも重要な国家プロジェクト。
- 一方で、京都は職住一体のまちであり、市内の整備工事においては、市民生活や経済活動に支障を及ぼさないよう最大限の配慮が必要。
- 山紫水明と称えられる京都の豊かな自然環境や、我が国を代表する貴重な文化財の保全のため、慎重な調査と十分な地元説明が重要。特に、地場産業や生活面などで幅広く活用されている地下水の保存、水質の維持には配慮が必要。

地元負担軽減のための支援

- 既存の鉄道ネットワーク（東海道新幹線、東海道本線、山陰本線、湖西線、近鉄等）と結節する京都駅への北陸新幹線延伸の整備効果は、広いエリアに波及することから、駅を設置する自治体に過度の負担が生じないように、コスト縮減や貸付料の見直し、財政支援の拡充など地方負担軽減のための支援が必要。
- 京阪神における交通ネットワークを広く形成し、幹線交通として重要な役割を果たしている在来線が、北陸新幹線の整備に伴い JR 西日本から経営分離されないための措置が必要。

関西国際空港への延伸

- 基本計画線である四国新幹線（大阪・大分間）の整備等も視野に入れ、新幹線を新大阪から関西国際空港まで延伸すれば、国内唯一の完全 24 時間運用の国際空港と首都圏、北陸、京都がつながることによって、我が国の産業、学問、文化、観光の振興に寄与し、「文化芸術立国・日本」、「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。



北陸新幹線の整備スケジュール

①金 沢 ⇔ 敦 賀 間 令和 4 年度末完成

課題

- 8年間の空白期間
- 北陸圏との人的、経済的交流が、近畿圏から首都圏へシフトし、東京一極集中が加速

②敦 賀 ⇔ 大 阪 間 令和 1 3 年着工
 令和 2 8 年完成

※ 現在の国土交通省の想定スケジュール

2 2 リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業, 関西国際空港への延伸及び「京都駅ルート」の実現

我が国にとって最適なルートを比較検討していただくとともに, 国家政策として整備を推進し, その効果が最大限に発揮されるよう, 次のとおり求めます。

提案・要望事項

市・府共同提案(京都誘致の実現等)

- (1) リニア中央新幹線の東京・大阪間の早期開業
- (2) 関西国際空港へのリニア延伸によるアクセス改善及び
「京都駅ルート」の実現(首都圏～京都～関西国際空港を
75分で行く)

(国土交通省)

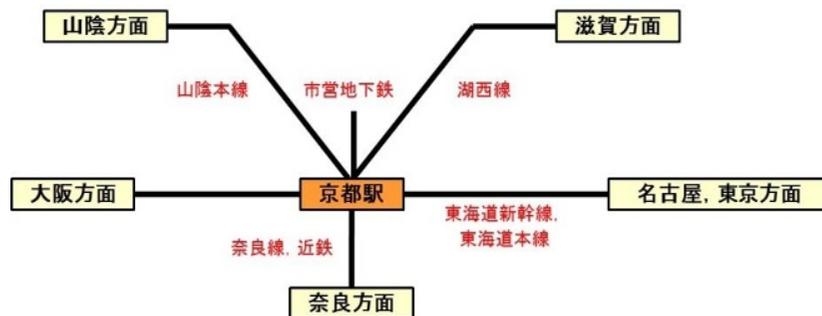
リニア中央新幹線の現行ルート

- 現行ルートは、昭和 48 年に超電導リニアの技術の導入を前提としない、東海道新幹線の老朽化や事故に備えた「第二東海道新幹線」として主要な経過地を決定。
- 全国新幹線鉄道整備法では、需要の動向や経済効果の調査結果に基づいてルートを決定すると明記されており、改めて、リニアを前提とした、ルートの検証が必要。

全国幹線旅客純流動調査(2010)を基に推計	京都駅ルート	現行ルート
首都圏からの乗客数予測	1,200 万人/年	300 万人/年
首都圏からの利用者による経済波及効果	810 億円/年	420 億円/年

京都駅ルートの適格性

京都駅は、既存の鉄道ネットワーク(東海道本線, 山陰本線, 湖西線, 近鉄, 市営地下鉄等)と結節しており, 広いエリアに整備効果(時間短縮)が波及し, 日本全体の発展に貢献。



東京・大阪間の早期開業

- 国土の調和ある発展を目指し, 近畿・西日本の経済の地盤沈下を招かず, また, リニア中央新幹線の整備効果を最大限発揮するためには, 早期開業に向けた取組を推進することが必要。

関西国際空港への延伸

- 関西国際空港への延伸により, 国内唯一の完全 24 時間運用の国際空港と首都圏, 京都がつながることで, 我が国の産業, 学問, 文化, 観光の振興に寄与し, 「文化芸術立国・日本」, 「観光立国・日本」の実現に向けて大きな推進力となる。

「京都駅ルート」の実現

(首都圏～京都～関西国際空港を 75 分でつなぐ)

- 21 世紀の日本の発展にとって, ものづくり, 学術, 文化, 宗教, 観光振興などの要素がきわめて重要。
- 京都は, 現役の御所, 全国的企業, 宗教の本山, 家元の所在地であり, また, 令和 3 年度中に文化庁の全面的移転が予定されている。政治経済の中心である東京と共に, これからも京都が日本の文化首都としての使命を果たすことは日本の未来のために重要。

2 3 老朽化した水道・下水道施設の更新や耐震化の推進

市民生活や事業活動を支えるライフラインとしての機能を安定的に維持し，災害発生時にも機能不全に陥らないよう，安定的かつ長期的に水道・下水道施設の老朽化対策及び耐震化を推進していくため，次のとおり求めます。

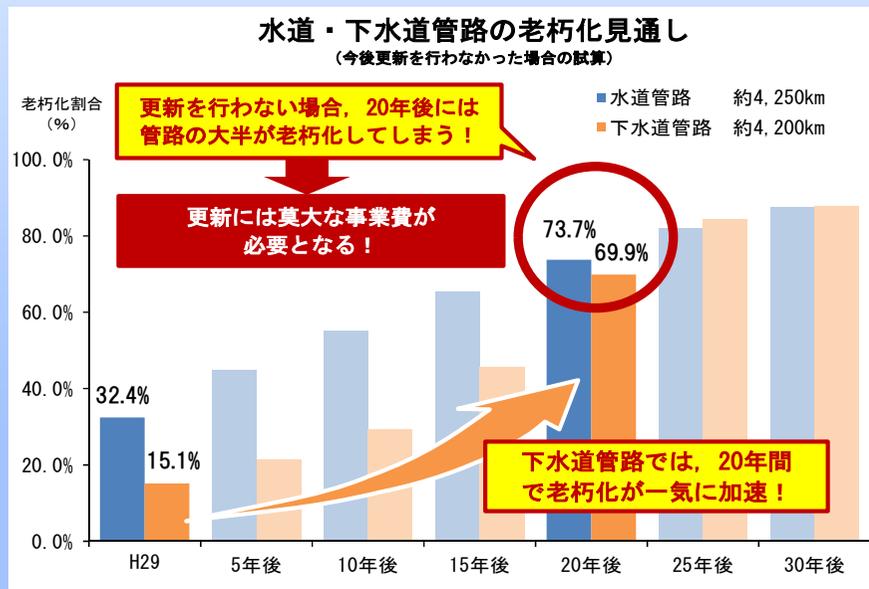
提案・要望事項

- (1) 水道施設の老朽化対策及び耐震性の向上に対する，国の財政支援制度における採択基準の拡充及び国費率の引上げ
- (2) 下水道事業における国庫補助制度の拡充
- (3) 非常用電源設備の設置をはじめとした旧簡易水道施設整備に対する国庫補助制度の拡充等
- (4) 高金利建設企業債の借換制度の創設（3%以上での借換実施）

（総務省，厚生労働省，国土交通省）

本市の現状・課題

- 老朽化した水道・下水道施設の増大による大規模更新の時期が到来（20年後には管路の大半が老朽化！）
- 地震等の災害発生時に水道・下水道の機能喪失が社会に与える影響の大きさが再認識されており、災害に強い水道・下水道の構築が急務



老朽化した水道・下水道施設の計画的な改築更新が必要！
(改築更新には莫大な事業費が必要であり、国の財政支援が不可欠)

- 水道管路緊急改善事業において、対象施設は導水管、送水管、配水本管であり、配水支管が除かれている。

<水道配水管の更新事業費等>

項目	年度	2018 (計画)	2019 (計画)	2020 (計画)
更新延長 (km)		51.7	56.2	58.2
更新率 (%)※		1.3	1.4	1.5
事業費 (百万円)		9,400	10,150	10,840

※各年度の更新延長/配水管全体の延長

- 平成29年4月に統合した山間地域の旧簡易水道施設では、平成30年台風第21号の影響によって、広範囲で、長期間にわたり停電となり、浄水場やポンプ施設の機能が停止したため、複数の地域で配水池の水がなくなり、断水が生じた。

**非常用発電設備の整備等、
旧簡易水道施設を含めた補助対象の拡大が必要！**

- 公共下水道事業では、膨大な施設の老朽化による機能低下を防ぐとともに、近年発生している地震や局地的豪雨への対策等が急務となっている。
- 市民生活や社会経済活動を守り、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全等のために、今後も継続して施設の改築、耐震化、浸水対策等を強力に推進する必要がある。

**下水道施設の改築、機能維持・向上への
引き続きの支援及び交付対象事業の範囲拡大が必要！**

要望

安定的なライフラインの維持及び災害対策のために…

- ① 水道施設の老朽化対策及び耐震性向上に対する国の財政支援制度における採択基準の拡充及び国費率の引上げを！
- ② 市民生活や社会経済活動を守り、安定的に公衆衛生や公共用水域の水質を保全するため、下水道事業における国庫補助制度の拡充を！
- ③ 簡易水道事業の上水道事業への事業統合後においても健全な経営を維持するために、非常用電源設備の設置をはじめとした旧簡易水道施設整備に対する国庫補助制度の拡充等を！
- ④ 財政負担の軽減を図るには、高金利建設企業債の借換制度の創設（金利3%以上での借換実施）を！

実現すれば、利子負担が約11億円軽減！

24 バス運転士や整備士の担い手不足への対応など，市バス事業の中長期的な安定運営に向けた支援

全国的な大型二種免許取得者の減少等により，バス運転士や整備士の担い手不足が深刻化しており，全国的に路線バス事業は，路線の維持が危ぶまれる状況になっております。

本市の市バス事業においても，増収増客策などの経営改革に取り組んでまいりましたが，担い手不足の影響等により大幅なコスト増は避けられず，また，今後，車両・設備の更新に多額の費用が必要となるなど，極めて厳しい経営状況が見込まれます。

このような中，市民の暮らしとまちを支える市バス事業を，将来にわたって安定的に運営していくためには，更なる経営努力に加え，国の財政支援や制度改善等が必要であるため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) **バス運転士や整備士の担い手不足に対応するための支援**
 - ・ バス運転士や整備士の多様な担い手確保・育成のための支援
 - ・ 自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進
- (2) **バス車両の実際の使用年数を踏まえた企業債償還期間の延長**

(総務省，厚生労働省，国土交通省)

(1) バス運転士や整備士の担い手不足に対応するための支援

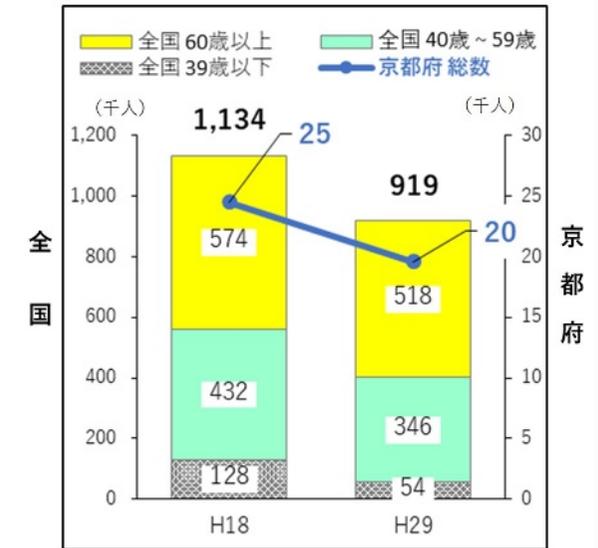
現状・課題

- 全国的な大型二種免許取得者の減少等に伴い、バス運転士や整備士の担い手が不足
- 今後、少子高齢化等の進展により、担い手の確保がより深刻化することが想定され、全国的に路線バス事業は、路線の維持が危ぶまれる状況になっております。
- 本市においても、担い手不足の影響等による大幅なコスト増や、今後の車両更新等に多額の費用が必要となるなど、極めて厳しい経営状況
- 大型二種免許取得者の裾野を広げる取組や、女性・大型二種免許の未取得者等の積極的な採用など、多様な担い手確保・育成が必要

要望

- ①バス運転士や整備士の多様な担い手確保・育成のための支援
 - ・大型二種免許や整備士資格の取得費用に係る個人給付金の拡充
 - ・女性が働きやすい環境整備や担い手の育成を実施する事業主に対する補助金の創設
- ②自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進

[大型二種免許保有者 (全国(年代別), 京都府)]



京都府の大型二種免許保有者数

⑱ 約25千人 → ㉙ 約20千人 (△20%)

(2) バス車両の実際の使用年数を踏まえた企業債償還期間の延長

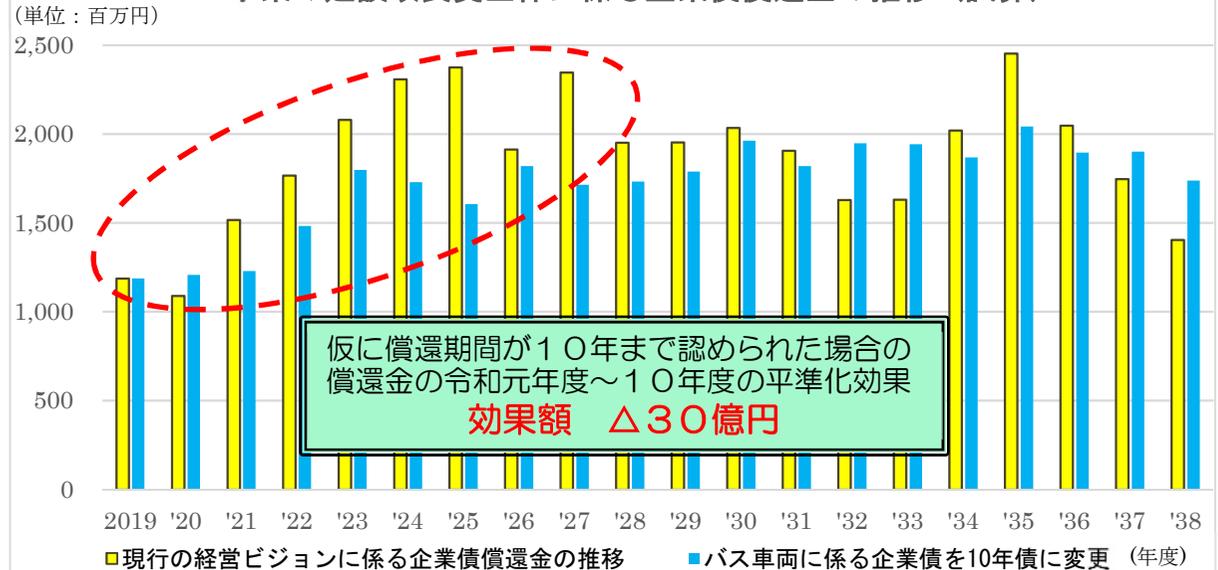
現状・課題

- 本市のバス車両使用年数 原則18年
- 車両購入に当たる企業債の償還期間 法定耐用年数の5年
- ⇒ 実際の使用年数よりも大幅に短い期間で償還しなければならず、財政負担が集中

要望

バス車両の実際の使用年数を踏まえた
企業債償還期間の延長

バス事業の建設改良費全体に係る企業債償還金の推移 (試算)



25 可動式ホーム柵の設置促進に対する支援など， 地下鉄事業に対する財政措置の拡充

市民の暮らしとまちを支える地下鉄を，安心安全で快適に御利用いただけるよう安全対策にしっかりと取り組みながら，将来にわたって安定的に運営していくため，次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
 - ・ 整備促進に向けた補助制度の拡充
 - ・ 安全かつ低コストで整備可能となる技術開発の促進
- (2) 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- (3) 鉄道施設の安全対策や利便性向上等の取組に対する支援
 - ・ 駅設備等における低炭素化に資する事業への補助対象の拡充及び要件緩和
 - ・ 外国人旅行者の受入環境整備に向けた車両案内表示の多言語化（4箇国語化）を加速させるために必要な補助金の確保と要件緩和
 - ・ 地下鉄駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- (4) 高金利建設企業債の借換制度の創設（3%以上での借換実施）

（総務省，国土交通省）

本市の現状

市民の暮らしとまちを支える地下鉄

人口減少社会に挑戦する本市のまちづくりの核として、市民生活と都市活動を支える、市内鉄道輸送の56%を担う交通の大動脈

将来にわたり安定的に「市民の足」としての役割を果たしていくことが必要！



経営健全化の取組の主な成果

- ① 1日当たり5万人の増客目標を2年前倒して達成！（28年度）
- ② 駅ナカビジネス収入の目標10億円を1年前倒して達成！（29年度）
- ③ 職員数の削減（H20比103人減、8億円削減）
- ④ 一般会計からの経営健全化出資金（H16～29累計967億円）

経営健全化計画より**1年前倒し**となる**29年度決算**をもって
経営健全化団体から脱却！

しかし！

公営地下鉄事業者で
最大！

財政状況（29年度決算）

・借入金残高 **3,629億円**，累積資金不足額 **309億円**

さらに！

烏丸線全駅に可動式ホーム柵を設置する場合、
さらに**100億円規模の事業費**が必要！

- ・今後10年間で、車両や設備の更新時期到来等により**740億円もの所要経費を見込む**
(経営健全化計画期間中の所要経費は420億円超)
- ・経営健全化が着実に進むも、今後、累積資金不足が**317億円から増加**し、引き続き、厳しい経営状況！

将来の最大額**726億円**の見込み

累積資金不足の将来見通し



烏丸線における転落件数（過去5年間）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合計
件数	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	2 (0)	22 (0)

※ () 内は死亡件数

死亡事故につながりかねない転落事故を防ぎ、
安全性向上に大きく寄与！

要望

- ① 烏丸線への可動式ホーム柵の設置促進に対する支援
・補助制度の拡充と安全かつ低コストな技術開発の促進
- ② 鉄道施設の改修・更新事業に対する補助制度の拡充
- ③ 鉄道施設の安全対策や利便性向上等の取組に対する支援
・駅設備等における低炭素化に資する事業への補助対象の拡充及び要件緩和
・車両案内表示の多言語化（4箇国語化）を加速するために必要な補助金の確保と要件緩和
・駅出入口の浸水対策に対する補助金の確保
- ④ 高金利建設企業債の借換制度の創設
(金利3%以上での借換実施)

実現すれば、利子負担が約**14億円**軽減！

26 都市部における交通渋滞や、市民・観光客のマイカー依存の解消等に向けた新たな制度・仕組みの構築等

京都市では、平成21年度に策定した「歩くまち・京都」総合交通戦略に基づき、公共交通の利便性向上や歩く魅力に溢れるまちづくり等に取り組むとともに、産学公連携の下、「京都未来交通イノベーション研究機構」を設立し、ICT、自動運転、人工知能などの技術を活用した新たな移動サービスについて検討しています。

市民・観光客がともに快適・効率的に移動できるよう、公共交通の一層の利便性向上と利用促進を図り、持続可能な都市交通ネットワークを備えたスマートシティを実現するため、新技術の活用に向けて、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) **MaaSの推進に向けた環境整備**
～MaaSの全国展開を見据えた、各交通事業者が保有する路線、ダイヤ、運行情報、運賃決済等の情報を収集するための、制度づくりと財政支援～
- (2) **自動運転などの次世代技術の実用化に向けた開発の促進**
- (3) **介護・福祉分野の枠を超えて、あらゆる人が近距離移動に利用できる手段として事業者が新たに開発する「新型電動車いす」を歩道と車道双方で走行可能とするパーソナルモビリティ特区提案の実現**

(内閣府、国家公安委員会、国土交通省)

MaaSの推進に向けた環境整備

京都市の取組例

○歩くまち京都アプリ「バス・鉄道の達人」

- ・事業者の枠を超えて公共交通機関を一括検索
- ・バスの到着時刻を予測
- ・乗換検索及び観光情報の英語、中国語(簡体字・繁体字)、ハンゲル対応
- ・一日乗車券に対応した検索機能



○公共交通ネットワーク会議

市内を運行するバス・鉄道16事業者で構成。事業者間をまたがる取組を進めるとともに、公共交通ネットワークの連携強化を図っている。

参画事業者

- ・叡山電鉄株式会社・近畿日本鉄道株式会社・京阪電気鉄道株式会社・京福電気鉄道株式会社
- ・嵯峨野観光鉄道株式会社・西日本旅客鉄道株式会社・阪急電鉄株式会社・京都京阪バス株式会社
- ・京都バス株式会社・近鉄バス株式会社・京阪京都交通株式会社・京阪バス株式会社
- ・西日本ジェイアールバス株式会社・阪急バス株式会社・株式会社ヤサカバス・京都市交通局

MaaS (マース: Mobility as a Service) とは

マイカー以外の全ての交通手段によるモビリティ(移動)をひとつのサービスと捉え、シームレスに繋ぐ新たな移動の概念

MaaSの利点

- 経路、発着時刻や所要時間、利用料金を一括して検索・予約・決済できることから、快適で効率的な移動環境を創出し、人の移動を最適化

【期待できる効果】

- ・公共交通の一部路線や主要交通拠点周辺における混雑の緩和
- ・路線の適正化やコスト削減等の運営の効率化による公共交通の持続可能性の向上

MaaS導入に向けた課題

- ①各交通事業者が保有するデータを相互運用する必要があるが、これらのデータは事業者固有の財産であるという側面があり、社会全体で活用するための仕組みの整備が進んでいない。
- ②各地域や事業者ごとに運用を開始した際に、異なる枠組みでサービスを提供している場合は、異なる交通手段をシームレスに繋ぐ、MaaS本来のメリットをいかせず、運営が困難になっていくことが懸念される。

京都市は、これまでから各事業者が連携した取組を実施していることから、MaaSに向けた調査・研究を進めやすい。

要望

- 各交通事業者が保有するデータを、事業者の負担を軽減しながら収集し、MaaSに活用するための、制度づくりやシステム改修等への財政支援
- 将来の全国的なMaaSの統合を見据えた制度づくり

「新型電動車いす」を歩道と車道双方で走行可能とするパーソナルモビリティ特区提案の実現

現状・課題

- ・市民の日常的な移動と観光客の移動が既存の公共交通に集中・錯綜しており、目的に応じた効率的な移動手段が求められる状況である。
- ・電動車いすは、近距離間を効率的に移動できる小型モビリティとしての活用が期待されるが、現行の道路交通法、道路運送車両法では、歩道での6km/h以下の走行に限られ、活用範囲が狭い。

要望

- 「パーソナルモビリティ」(※)を歩道及び車道双方で走行可能とする。
- 「パーソナルモビリティ」の車道での最高速度を15km/hとする。
- 「パーソナルモビリティ」の保安基準は簡素な設定とし、コンパクトな車体設計を可能とする。

※電動車いす、車両の両方の性質を合わせ持つ小型特殊自動車又は原動機付自転車の一類型を法上に新設することが前提。

- あらゆる人の近距離移動の利便性向上!
- 外国人観光客などが持ちこむ電動車いすに対する法的整備の端緒に!



27 空き家や所有者不明不動産の活用に向けた実効性ある対策及び地籍調査の円滑な実施による、安心安全で活力ある地域づくりの推進

全国的に空き家が増加する中で、地域住民の生活環境の保全や防災の観点から、空き家等への対策の更なる推進が急務となっています。

については、空き家の活用・適正な管理と地籍調査事業を促進させるため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大
- (2) 空き家の活用を促進するための、固定資産税における住宅用地特例を適用除外とする基準の明確化
- (3) 所有者不明空き家の活用促進のための市町村への財産管理人選任申立権の付与等
- (4) 所有者不明不動産の抜本的な発生防止対策としての、不動産名義変更手続の義務化及び罰則の制定
- (5) 密集市街地における円滑な地籍調査に向けた積算基準の見直し

(総務省、法務省、国土交通省)

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象拡大

現状・課題

- 長屋のうちの一戸が著しい管理不全状態であっても、他の住戸に居住者がいる場合は、**空家特措法の対象外**であり、本市が通報を受けた空き家のうち、**約30%が法の対象外**

要望

長屋及び共同住宅の一部の空き住戸を**空家特措法の対象**とするよう法改正を！

所有者不明空き家の活用促進のための市町村への財産管理人選任申立権の付与等

現状・課題

- 所有者不明の空き家の活用・除却の促進には、**財産管理人制度の活用が有効**であるが、市町村は、対象の空き家に関して債権を有するなど利害関係人として認められなければ、**財産管理人の選任の申立てができない**
- 所有者不明の特定空き家等は、再建築できない敷地に存するといった理由から不動産の評価額が低い場合もあり、財産管理人の申立てに必要な予納金について、**空き家・敷地の売却代金から回収することを見込めない**

要望

所有者不明の空き家について、

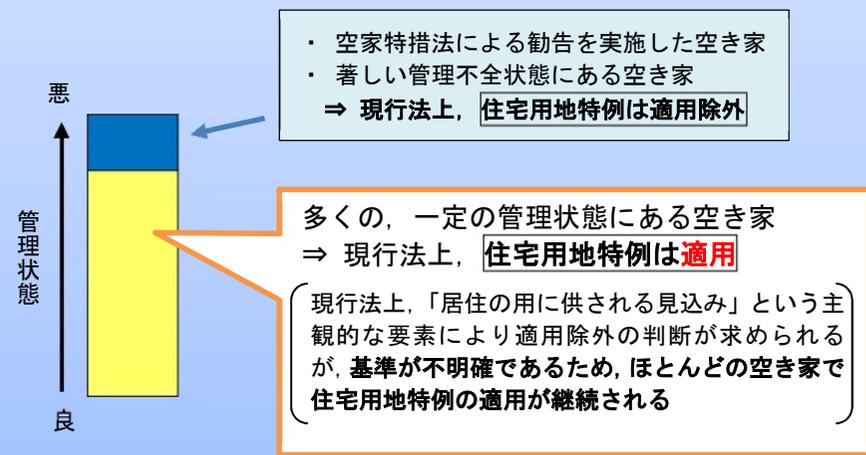
- **市町村を財産管理人選任の申立てが可能な利害関係人として明確に位置づけ**を！
- 財産管理人の申立人の費用負担を軽減する**財政支援制度の創設**を！

固定資産税の住宅用地特例の基準の明確化

現状・課題

- 京都市の空き家は約11万4千戸。うち、**市場に流通していない「その他の住宅」に該当する空き家が約4万5千戸を占める**
- 空き家の流通・活用の促進には固定資産税の住宅用地特例（課税標準額を1/6に減額）の適用除外が効果的だが、**適用除外の判断基準が具体的に示されておらず、「空き家であることのみ」をもって適用除外とならない**

⇒現在の仕組みでは、**空き家の放置を助長してしまう！**



要望

- 住宅用地特例の適用除外の判断基準として、例えば居住実態がない期間を具体的に示すなど、空き家の流通・活用を促進するための**統一的な基準を国において明確に！**

28 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大等

京都市は「京都宣言」が目指す持続可能な未来に向けて、今世紀後半の脱炭素社会の実現のため、取組を推進しています。また、パリ協定を支える「IPCC京都ガイドライン」が採択されたIPCC総会開催を機に、2050年頃までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指す必要性を理解し、取組を推進していくことを、京都から世界に向けてアピールするため「1.5℃を目指す京都アピール」を発表し、御臨席の原田環境大臣から「政府を代表してこれを真摯に受け止める」との御発言も頂いたところです。

原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー政策を含む社会システムへの抜本的な転換が必要であり、再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大、将来のエネルギーとして期待される水素エネルギーの普及拡大に取り組むために、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 原子力発電所のできる限り早期の全廃に向けた、持続可能なエネルギー政策への抜本的な転換
- (2) 再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大のために必要な支援措置
- (3) 国を挙げた「IPCC京都ガイドライン」や「1.5℃を目指す京都アピール」の発信及び取組の促進

(総務省，農林水産省，経済産業省，資源エネルギー庁，環境省)

本市の主な取組

「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」 (平成 29 年 12 月)	京都宣言において持続可能な都市のあるべき姿を描くとともに、「IPCC1.5℃特別報告書」を踏まえ、より良い未来を将来世代に継承していくため、2050 年頃までに二酸化炭素実質排出ゼロを目指す必要性を理解し、取組を推進していくことを京都から世界に向けてアピール
「1.5℃を目指す京都アピール」 (令和元年 5 月)	
「エネルギー政策推進のための戦略」の推進 (平成 25 年度策定)	原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会を目指し、エネルギー消費量 13%(ピーク時から 27%)削減、再エネ導入量 1.9 倍に
関西電力(株)への株主提案 (平成 31 年 4 月)	脱原発依存をはじめ、代替電源の確保、事業形態の革新など5項目を提案
京都市長が会長を務める指定都市自然エネルギー協議会の政策提言 (平成 30 年 7 月)	再エネの最大限導入に向けた目標値の設定、エネルギーシステム改革の推進、水素社会の実現などを国に政策提言

持続可能なエネルギー社会の実現には、再生可能エネルギーや水素エネルギーの普及拡大が不可欠

再生可能エネルギーの飛躍的普及拡大

課題

太陽光発電システム等

- ①固定価格買取制度における買取価格の下落や、設置費用の低減が不十分であることにより太陽光発電システム導入が鈍化
- ②中立的な系統運用を行う事業主体が確立されていない。

要望

- ①太陽光発電システムの普及に配慮した買取価格の設定並びに設置費用の低減に向けた取組及び自家消費を促進する蓄電設備や ZEH 普及に向けた取組の拡充
- ②大手電力会社の送配電部門を所有分離

課題

バイオマス活用の推進

- ①BDF を軽油と混合して利用する際に、軽油引取税(32.1 円/L)が課税され、BDF の普及を阻害
- ②地域特性や種類に応じた技術が確立されておらず、小規模で高効率・低コストなバイオマス活用技術の開発が必要
- ③防災面でも重要な森林の適切な整備につながる木質バイオマスの活用が不十分

要望

- ①軽油引取税の免税
- ②小規模な木質バイオマス発電をはじめとするバイオマス活用技術の開発への支援拡充

水素エネルギーの普及拡大

課題

- ①燃料電池自動車は国の補助を活用しても、車両価格が約 500 万円であるなど、普及に当たっては高額
- ②高圧ガス保安法等により、水素ステーションの設置に制約があることから、良好な立地に設置ができない。また、設置費用は、ガソリンスタンドの約 5 倍(5 億円)と高額

要望

水素エネルギーの普及拡大のための規制緩和及び財政支援の拡充

本市では燃料電池自動車を活用したカーシェア事業や、平成 28 年度に設置したスマート水素ステーション等による体験型水素学習事業を実施



29 地方交付税の確保や臨時財政対策債の廃止など、大都市財政の実態を踏まえた財源の確保等

近年における社会経済情勢の変化に伴い、社会保障制度の充実、防災体制の強化、都市機能の充実など、財政需要が増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対して十分な財政措置がされておられません。指定都市が成長戦略拠点として日本の発展を一層けん引していくため、次のとおり求めます。

提案・要望事項

- (1) 地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止
- (2) ふるさと納税制度の、制度本来の趣旨に基づいた運用の推進
- (3) 会計年度任用職員制度の適切な運用に対する財政支援
- (4) 国庫補助負担金の廃止及びそれと一体となった税源移譲
- (5) 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設
- (6) 大都市特有の財政需要を考慮した法人所得課税、消費・流通課税などの配分割合の拡充強化
- (7) 新たな大都市制度「特別自治市」の創設や、それまでの国及び道府県からの事務権限の移譲と自主財源の保障

(内閣府，総務省，観光庁)

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

- ① 算定過程を明らかにしたうえで、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、**地方交付税の必要額を確保すること。**
- ② 必要額の確保に当たっては、法定率の更なる引上げによって対応し、**臨時財政対策債は速やかに廃止すること。**
- ③ 観光立国の推進に必要な全国的かつ客観的な統計（市町村ごとの観光客数など）を整備のうえ、**観光地特有の財政需要を反映させる算定方法を定めるとともに、特別交付税を含め、的確に配分すること。**

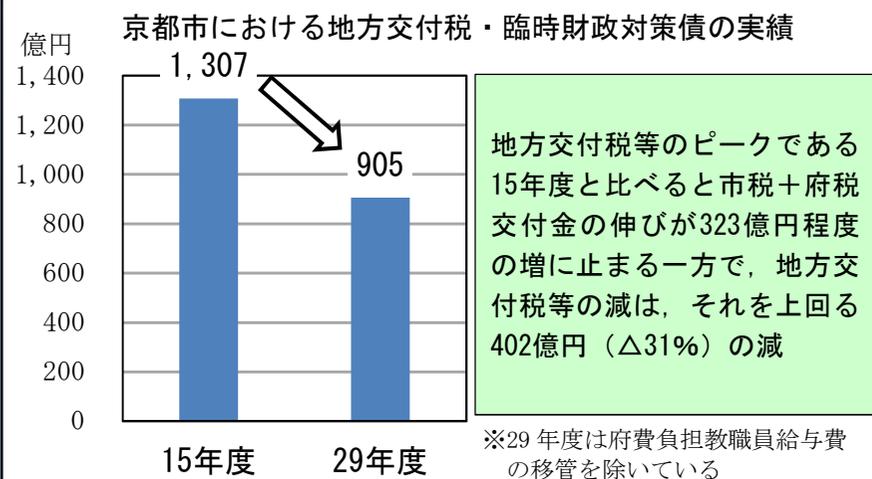
京都市の財政事情

大都市特有の財政需要に加え、観光立国・文化芸術立国に貢献する独自の取組を展開しており、**他都市にはない財政需要が発生している**。一方、社寺、大学、山林が多いなど、**京都のまちの特性により税基盤が非常に脆弱なうえ、交付税の削減により厳しい財政状況にある**。

職員数の削減など行財政改革を徹底しているが、財源不足が発生し、**禁じ手である減債基金の取崩しで対応している**。

※ 減債基金（ルール積立分）からの借入れ・取崩しの累計は**404億円（29年度末）**

※ 財政調整基金残高見込みは**30億円（他政令市平均194億円）（30年度末見込み）**



社会福祉と臨時債償還費を除く財政需要額が大きく減少

道路、河川、学校などの修繕をはじめ、**安心安全の推進に必要な需要額もしっかり確保すべき**。

(単位：億円)

項目	15年度	30年度	増減額
基準財政需要額（給与費含む）	3,139	2,931	△208
うち、社会福祉に係る財政需要	802	1,241	+439
うち、公債費	350	461	+111
（上記のうち臨時財政対策債の償還）	(3)	(206)	(+203)
上記以外のサービスに要する経費	1,987	1,229	△758

※ 基準財政需要額＝府費負担教職員給与費の移管の影響を除く
 ※ 社会福祉に係る財政需要＝生活保護費＋社会福祉費＋保健衛生費＋高齢者保健福祉費

配当割や株式譲渡所得割、地方消費税交付金は、景気の動向等により、年度途中で大きく変動するため、**精算制度及び減収補てん措置が必要**

観光客の増加による財政需要を的確に反映すべき

- 清掃費について、観光地のごみ処理に係る割増はあるが、指標は入湯税納税義務者数であり、「**温泉地**」以外の財政需要が**反映されていない**。
- 地域経済活性化に係る基準財政需要額について、**都道府県において、外国人宿泊客数を指標とした算定がなされているもの、市町村にはない**。ごみ処理など、観光客の増加による財政需要は市町村に発生しており、**市町村ごとの観光客数等を把握できる統計を整備したうえで、財政需要を的確に反映すべき**。

ふるさと納税制度の、制度本来の趣旨に基づいた運用の推進

制度本来の趣旨

- ふるさとやお世話になった地方団体への感謝や応援の気持ち
- 税の使い途を自らの意思で決める

実情

- なりふり構わない一部の自治体へ寄附金が集中
- 本市をはじめ、制度本来の趣旨に沿った対応をとる大都市では、自治体の基幹的な収入である住民税が大幅に減少し、財政運営に大きな影響（30年度寄附受入額 1.9 億円、税控除額 30.2 億円）

加熱する返礼品競争

あるべき姿に向け

こうした状況を改善するため地方税法が改正（平成31年3月）。

<主な内容>

- ① 寄附金の募集の適正な実施
- ② 返礼品は寄附金の額の3割以下とすること
- ③ 返礼品は地場産品とすること

この改正を踏まえ、

要望

制度本来の趣旨に沿った取組となるよう、

- ① 法改正に基づいた運用ルールの一層の明確化
- ② 適正な運用が図られるよう継続的な自治体の監視、指導により、ルールの徹底と必要に応じた更なる見直しの検討を求める。

会計年度任用職員制度の適切な運用に対する財政支援

現状・課題

- 地方公務員法及び地方自治法の改正により、非常勤嘱託員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに「会計年度任用職員制度」が創設
- これに伴い、新たな手当の支給やシステムの改修に多額な経費が必要となるため、財源の確保が必要

京都市においては、市長部局、消防局及び教育委員会事務局等において計4千人程度を任用予定であり、

- ・ システム改修の経費 約5億2千万円
 - ・ 期末手当及び退職手当の新設など
処遇改善のための経費 約4億6千万円
- の新たな財源が必要

要望

法改正への適切な対応である
会計年度任用職員制度の導入・運用に対して
必要な財政措置を行うこと！

会計年度任用職員制度の適切な運用により、
市政の持続的かつ安定的な発展に向けた
効率的かつ効果的な行財政運営を推進！